

日本スポーツとジェンダー学会
第6回大会

PROGRAM

開催日時：2007年7月7日(土) 13:00 ~ 7月8日(日) 16:00

会場：法政大学市ヶ谷校舎 ボアソナードタワー

日本スポーツとジェンダー学会 第6回大会

とき：2007年7月7日(土)・8日(日)

ところ：法政大学市ヶ谷校舎 ポアソナードタワー

主催：日本スポーツとジェンダー学会

URL <http://www.jssgs.org> e-mail info@jssgs.org

後援：お茶の水女子大学ジェンダー研究センター・(財)日本体育協会
・立教大学ジェンダーフォーラム

協賛：大塚製薬株式会社

広報協力紙誌・メディア

- ・日本女性学会(メールニュースNo.23)
- ・「コーチング・クリニック」ベースボールマガジン社
- ・「体育の科学」杏林書院
- ・「月刊トレーニング・ジャーナル」
- ・「スポーツの広場」
- ・「ガバナンス」
- ・「フィットネスビジネス」
- ・「女子体育」

第6回大会実行委員会事務局

〒184-0015

東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学教育学部 松田恵示研究室内

担当：藤山新

Tel/Fax：042-329-7643

日本スポーツとジェンダー学会事務局

〒599-8531

大阪府堺市中区学園町1-1

大阪府立大学総合教育研究機構

熊安貴美江研究室内

Tel/Fax：072-254-9774

ご挨拶

第6回 日本スポーツとジェンダー学会大会 実行委員長 松田恵示 (東京学芸大学)

日本スポーツとジェンダー学会の第6回大会を、東京地区で引き受けることになりました。ご参会いただきました皆様方のお力添えを得つつ、充実した大会になるように、実行委員一同がんばっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

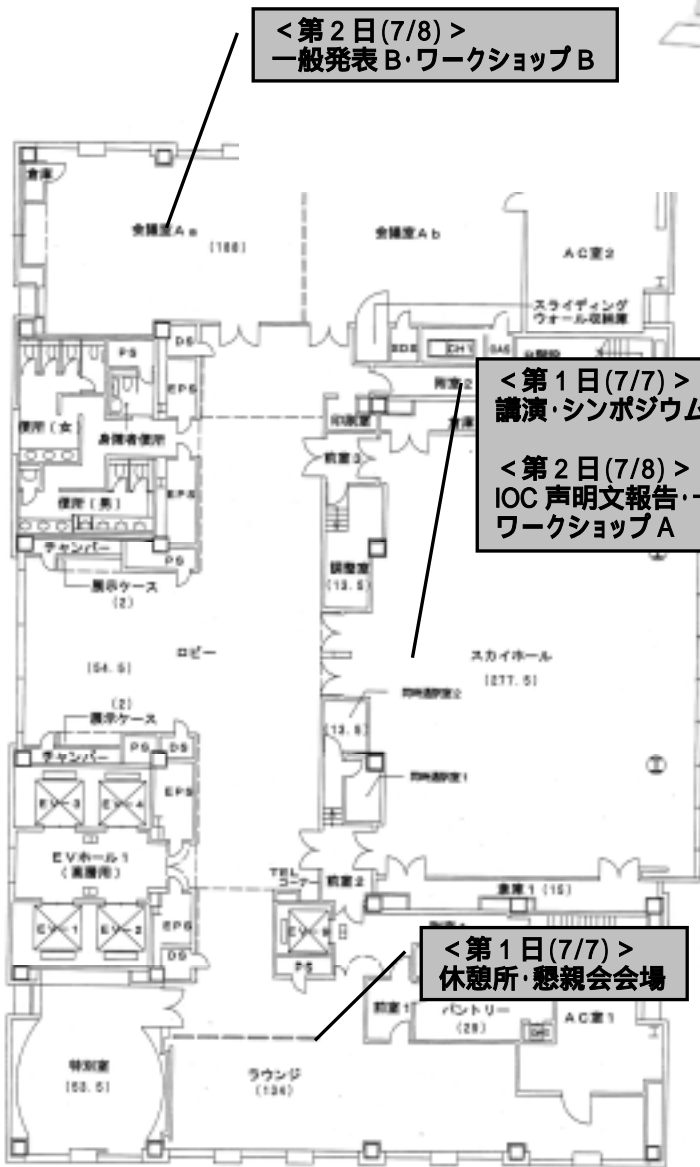
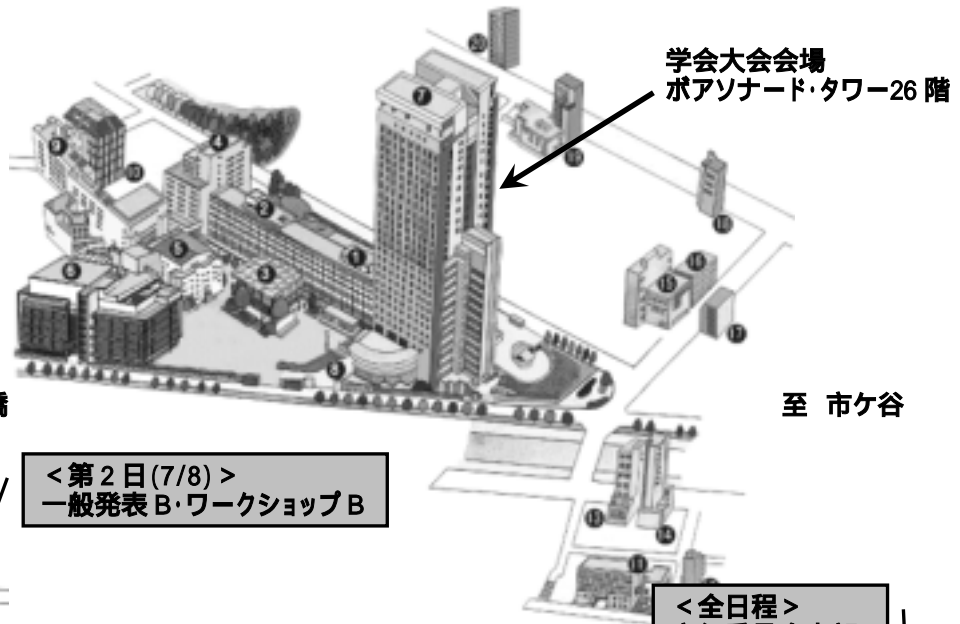
スポーツとジェンダー、という2つの言葉の結びつきは、現代社会において、思いのほか広く、かつ深さを持った研究領域を私たちに提供してくれているように思います。これまでの5回の大会は、いわば本学会の立ち上げ期にあたり、スポーツとジェンダーという研究領域をひとつのまとまりとして取り扱っていく意義が、広く社会的に認知されることに力を尽くしてきました。

こうした積み重ねに基づいて、いよいよ今大会からは、学会も充実期を迎えようとしています。本大会の特徴は、一般発表における研究成果の報告が、さらに広がり深まっている点にあると考えています。一般発表での報告と議論を経て、スポーツとジェンダーに関する研究がさらに高まることになれば幸いです。

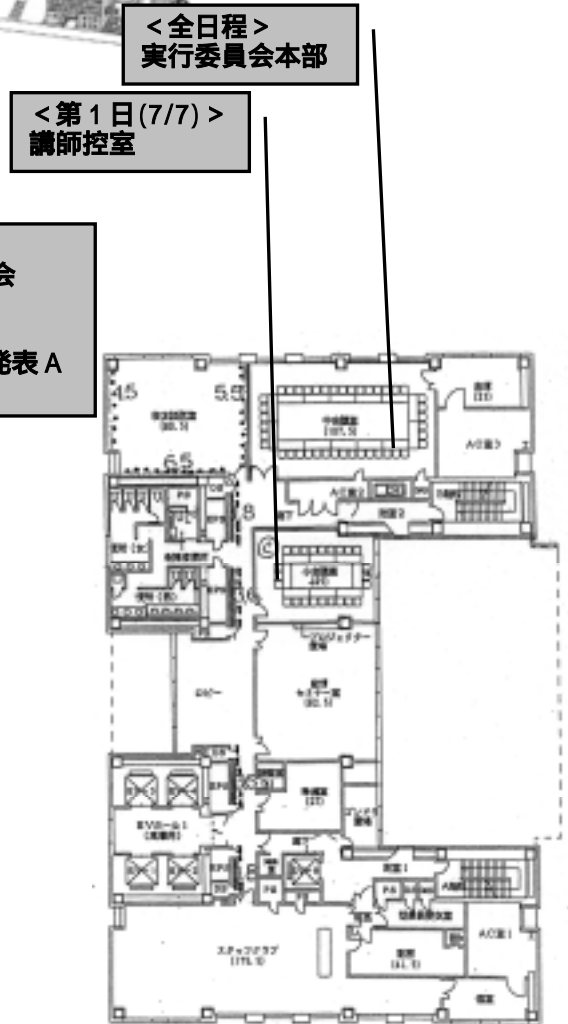
また、従来までの大会の積み重ねを引き継ぎつつ、シンポジウム、キーノートレクチャー、ワークショップなども開かれます。ご参会のみなさまの熱心な討議が心地良く行なわれますように、円滑な運営を心がけたいと思います。もちろん、いたらない点も多くあるかとも思いますが、実行委員一同の熱意に免じて、お許しいただけますようお願い申し上げます。

会場となっております法政大学のボアソナードタワーから一望に見渡せる東京都心の景色は、大変素晴らしいものです。景色に目をやっていたきながらちょっとしたブレイクタイムをお取りいただくと、心も身体もまたリフレッシュすることと思います。それでは、どうぞ心ゆくまで、研究にそして交流に楽しい時間をお過ごしください。

会場のご案内



メイン会場(26階)



サブ会場(25階)

ご参加頂いたみなさまへ（諸連絡）

ネームタグは大会期間中、常にご表示下さい。大会終了後またはお帰りの際に、受付付近の回収箱にご返却ください。

会場建物内は禁煙となっております。喫煙の際には、施設指定の喫煙所をご利用ください。

ゴミを捨てる際には、分別にご協力ください。

懇親会および大会 1 日分のキャンセルによる返金には対応いたしかねますので、あしからずご了承ください。

懇親会は 1 日目午後 6 時 20 分より、当会場 26 階のラウンジにて開催予定です。お申し込み頂いた方は、お時間までに直接会場へお集まりください。また、懇親会への当日参加申し込みも、受付にて承っております。係員までお申し出ください。

JSSGS では、大会の様様を記録するための写真撮影を行なっておりますが、参加者のプライバシーにはじゅうぶん配慮し、会場後方からの撮影を行なっております。その旨ご了解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

アンケートご協力をお願い

JSSGS では、より充実した大会の開催を目指し、参加者の皆様にアンケートへのご協力をお願い致しております。受付時に配布されたアンケート用紙にご記入の上、会場内に設置されましたアンケート回収ボックスまでご提出下さい。皆様の率直なご意見をお待ち致しております。

日本スポーツとジェンダー学会における個人情報の取り扱いについて

2005 年 4 月 1 日より、「個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)」が全面施行されました。それを受け、日本スポーツとジェンダー学会（以下本学会という）主催の大会における、会員外の参加者の個人情報の取り扱いを、下記の通り定めております。

本学会は、研究機関として個人情報を取り扱う場合がありますが、個人情報の保護のために、目的のために必要な情報のみを、本人の同意に基づいて取得し、目的の終了後には速やかに削除することを基本方針としております。組織ならびに研究においてこの基本方針を遵守し、また今後とも継続的に改善することとしています。

1. 大会参加手続き書類で取得した個人情報の利用目的について（会員外）

本学会は、会員外の大会参加者の皆様から参加手続きで取得した氏名、住所などの個人情報を、以下の目的のみに利用します。

- 1) 当該大会の円滑で安全な運営のため
- 2) 今後の本学会の研究活動の参考資料とするために、個人を識別できない形式による参加者の統計作成

2. お問い合わせ先

個人情報に関するお問い合わせは、日本スポーツとジェンダー学会事務局（E mail : info@jssgs.org）にてお受け致します。

< 実行委員 >

大会委員長	飯田貴子 (JSSGS 会長)
実行委員長	松田恵示
事務局長	藤山新
総務	藤山新、梅津迪子、太田あや子
総会	熊安貴美江、赤坂美月、飯田貴子、井谷恵子
研究	田原淳子、中込常昭、來田享子
会場	高峰修、合場敬子、建石真公子
受付	宮本乙女、赤坂美月、掛水通子、川村順子
広報	工藤保子、阿江美恵子、平川澄子
ホームページ	高峰修、宮本乙女
財務	佐野信子、山中麻耶
記録	原裕一、稲葉佳奈子
渉外・接遇	萩原美代子、白井久明、宮坂雄吾

(印は担当責任者)

< サポートスタッフ >

国土館大学	杉本あずさ
東京学芸大学	野村圭、野村徹、小林浩平、村上智恵
中京大学	小野暖未、木村華織、池田愛
法政大学	土屋仁美、山田里実、吉田健作、早乙女彩子
明治大学	太田喜一、齋藤紀子、酒井烈、隅田浩之、戸崎亜由美、豊田誠、 芳賀久美子、藤野雄志、村上貴彦、吉窪勇太

日程表

1日目：7月7日（土）

	12:15	13:00	13:45	16:00	17:00	18:20	20:20
受付	開 会 挨拶	第1部：基調講演 「スポーツ・ジェンダ ー学を展望する - 学 会活動を中心に - 」	第2部：シンポジウム 「体育学・スポーツ科学 における性差認識と ジェンダー」	第3部 グループディスカ ッションとまとめ	総会	懇親会 ボアソナー ドタワー 26F ラウンジ	

2日目：7月8日（日）

	8:45	9:00	10:00	12:00	13:00		16:00
受付	IOC 声明文 「スポーツに おけるセクシ ュアル・ハラ スメントおよ び性的虐待」 報告		一般発表	昼食・休憩	ワークショップ		

<ワークショップ>

テーマA：「体育・スポーツにおける『ジェンダーフリー』を考える」

話題提供者：玉村美代子、中込常昭 コーディネーター：田原淳子

テーマB：「初学者向け『スポーツとジェンダー』」

話題提供者：宮坂雄悟、山中麻耶 コーディネーター：藤山新

大会プログラム

7月7日(土) **全体テーマ：「体育学・スポーツ科学における性差認識とジェンダー」**

13:05～13:45 **第1部：基調講演**

「スポーツ・ジェンダー学を展望する 学会活動を中心に 」

演者：飯田貴子(帝塚山学院大学・JSSGS 会長)

13:45～15:45 **第2部：シンポジウム**

「体育学・スポーツ科学における性差認識とジェンダー」

シンポジスト：阿江美恵子(東京女子体育大学)・定本朋子

(日本女子体育大学)・高峰修(明治大学)・来田享子(中京大学)

コーディネーター：井谷恵子(京都教育大学)

16:00～16:50 **第3部：グループディスカッションとまとめ**

7月8日(日)

9:00~9:50 「IOC 声明文 “スポーツにおける
セクシュアル・ハラスメントおよび性的虐待” 報告」
報告者：熊安貴美江(大阪府立大学)

10:00~12:00 一般発表

第1会場セッション1「歴史」 座長：掛水通子(東京女子体育大学)

10:00~10:30 小坂美保(早稲田大学)

公共空間にみる女性表現 - 明治・大正期の公園を手がかりに -

10:30~10:45 南宮吟皓(筑波大学大学院)・近藤良享(筑波大学)

日本統治期朝鮮における新聞社主催全朝鮮女子庭球大会(1921-1941)に関する研究

10:45~11:00 高岡治子(日本家庭婦人バスケットボール連盟)

主婦性再生産の観点から見た家庭婦人スポーツの誕生と展開

- ママさんバレーボールを事例として -

第1会場セッション2「ムーブメント」 座長：長澤光雄(秋田大学)

11:00~11:30 木村華織(中京大学大学院)・來田享子(中京大学)

女性五輪出場選手数と出身地域の男女共同参画状況に関する一考察

- 2000年シドニー五輪参加者数とGEM・性別役割肯定認識の関係に着目して -

11:30~12:00 吉川康夫(帝塚山学院大学)・飯田貴子(帝塚山学院大学)

フィンランドの女性スポーツ政策 - フィンランドスポーツ連盟の活動を中心に -

12:00~12:15 新井喜代加(筑波大学大学院) / 近藤良享(筑波大学)

オリンピック・ムーブメントにおける「新しい社会運動」構想

- 環境問題に対する女性の取り組みを中心として

第2会場セッション1「学校」 座長：芹澤康子(中京大学)

10:00~10:15 野村徹(東京学芸大学大学院)

運動と勉強が子どもに与える意味に関する研究 - テレビドラマの分析から -

10:15~10:30 小林浩平・村上智恵・原祐一(東京学芸大学大学院)

小学生の身体と生活時間の関係に表れる性差について その1 生産的生活時間に着目して -

10:30~10:45 村上智恵・小林浩平・原祐一(東京学芸大学大学院)

小学生の身体と生活時間の関係に表れる性差について その2 消費的生活時間に着目して -

10:45~11:00 野村圭(東京学芸大学大学院)

学校内における「女性体育教師」という存在 ~ ラベリング理論の視点から ~

第2会場セッション2「マイノリティ」 座長：建石真公子(法政大学)

11:00~11:30 松田恵示(東京学芸大学)

Queer Theory から見た「スポーツとジェンダー研究」再考

11:30~12:00 井谷聡子(オハイオ州立大学大学院)

モダンスポーツと性別検査、トランスセクシュアルアスリート

スポーツにおいて女であることを証明することの意味とは

13:00~16:00 ワークショップ

テーマA「体育・スポーツにおける『ジェンダー・フリー』を考える」

話題提供者：玉村美代子(JSSGS 会員) 中込常昭(放送大学大学院)

コーディネーター：田原淳子(国土館大学)

テーマB「初学者向け『スポーツとジェンダー』」

話題提供者：宮坂雄悟(東京学芸大学) 山中麻耶(武蔵丘短期大学)

コーディネーター：藤山新(東洋大学現代社会総合研究所)

日本スポーツとジェンダー学会

第6回大会 発表抄録

7月7日(土)

基調講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

シンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

シンポジストプロフィール・・・・・・・・・・ 17

7月8日(日)

一般発表(第1会場)・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

一般発表(第2会場)・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

ワークショップテーマA・・・・・・・・・・・・ 30

ワークショップテーマB・・・・・・・・・・・・ 33

ワークショップ演者のプロフィール・・・・・・・・ 36

基調講演 スポーツ・ジェンダー学を展望する 学会活動を中心に

飯田貴子（帝塚山学院大学・JSSGS 会長）

キーワード：スポーツ、ジェンダー、差異、性的マイノリティ、軍事化

本学会は、2002年「スポーツとジェンダー研究会」として設立した。そして、4年後の2006年には「スポーツとジェンダー学会」の名称で「日本学術会議協力学術研究団体」に指定され、名実ともに学術組織としての内容と形態を整え、今日に至った。会則の目的には「スポーツとジェンダーに関する学術の発展をはかり、さらにはスポーツのジェンダー・フリーを推進するための実践に資することを目的とする」を掲げている。

近年、男女共同参画社会基本法（1999）に則り、地方公共団体が条例の作成を検討するに伴い、「ジェンダー・フリー」へのバックラッシュが日本各地で起こっている。このバックラッシュは「ジェンダー・フリー」にとどまらず、「ジェンダー」を分析視点にする研究に対する攻撃であるということは明白である。本学会では、「会則の文言をどうするのか」、「『ジェンダー』をどう捉えるか」を検討し、言語化していくことを迫られている（本大会WSテーマA抄録参照）。この問題に関しては、2005年WS「学術とジェンダー」部会においても指摘された。

私見であるが、「ジェンダー」については、概念そのものが変化、発展している現在、学会では共通認識としての括りを提示できるとどまるのではないかと考えている。このことは、「ジェンダー」を標榜する学会として、研究者の多様な主張を認めるという点からも当然のことのように思われる。本大会2日間を通し、「スポーツとジェンダー」に関する議論を積み上げていくわけだが、「ジェンダー」の共通認識として、一つは社会的に構築されたものであること、二つめはジェンダーには階層性と非対称性を含む差異構造があること、三つめはジェンダー視点を以て研究することは性に関する支配・権力関係を解消しようという立場をとること、と捉え議論を進めて頂きたい。

2006年に研究会から学会に名称変更したとき、「スポーツジェンダー学会」とする案もあがった。引き続きの検討課題となっているが、名称についても上記議論とともに考えていかなければならない。

5年間の学会活動を概観すると、体育・スポーツ・身体

をメインテーマにした各種の研究が行なわれてきた。昨年の第5回記念大会後、理事を中心に5年間の総括も行った。これらの結果を基に、スポーツ・ジェンダー学を展望すると、次の二点に絞ることができよう。すなわち「体育・スポーツは、人間には男女の二つのカテゴリーがあり、男女間の差異は本質的なものである」という言説を正当化し、社会的不平等を自然化することに寄与してきた。したがって、そうした知や実践としての体育・スポーツを議論の俎上にのせ、その経緯と構図を明らかにすること」および「ジェンダー平等・公平の視点で捉えた新たな体育・スポーツの在り方を考える」である。これらは、いわゆる理論と実践を統合するものであり、体育・スポーツやフェミニズム・ジェンダーの領域に身を置く者にとっては、車の両輪であると考えられる。

前者においては、アン・ホールの関係論的分析「スポーツというものが、社会内の権力集団の利益と必要に役立つように生み出され、社会的に構築され、文化的に規定されているという仮定から出発する」（『フェミニズム・スポーツ・身体』2001）や、ジョーン・W.スコットの「肉体的差異に意味を付与する知」「私たちの文化が生殖器官と肌の色の差異を形象化してきた」（『ジェンダーと歴史学』2004）が有用である。日本においては、このような立場をとる歴史社会学的研究は、数も少なく、単発的で一つの流れに成りえていない。そして、スポーツにおけるジェンダー問題に関心を持ち、それを研究テーマにする男性研究者の多くが、体育・スポーツ以外の出身であることは、意味深長である。

また、ロンダ・シーピングの言語論的解読「科学者が用いる比喩的な言葉と思考構造は、科学の内容を左右する」（『ジェンダーは科学を変える？』2002）も参考になる。シーピングは「能動的な精子」と「受動的な卵子」という表現は、文化の影響を強く受けており、そのような表現は受精に果たす卵子の貢献を過小評価してしまうだけでなく、同性間の交配に関する研究を見過ごすことに繋がると述べ、さらに、生物の分類学に用いたリンネの用語や体系は、男性を「公的領域」に、女性

を「私的領域」へと追いやるのにさえ役立ったと指摘している。スポーツ・ジェンダー学が自然科学分野において少ないが、研究者にとってシービングの見方を再考することは必要であろう。

後者においては、オリンピックやワールドカップ・サッカーを代表とするトップスポーツにおいて周縁化されている人々、例えば性的マイノリティ、障害者、高齢者たちのスポーツやその環境を観察することが有用であろう。そのためには、そういった人々が公平に参加できるような、スポーツの価値、構造、内容を模索するだけでなく、参加を促進するための政策の研究も重要である。

既存の体育学・スポーツ科学に関しては、学問領域におけるヒエラルキー、研究費の配分、プロジェクトや組織の構成、研究年数、研究対象者などを「ジェンダーに敏感な視点」を用いて分析することが緊要である。例えば、トップスポーツの競技力推進を目的とした研究に高い評価を与え、多額の研究資金を配分していないか、研究対象者にジェンダーの偏りはないか、一方の性だけを用了研究結果を人間一般に当てはめていないか、研究

者組織のジェンダー比の偏りが研究の問いと結果に影響を及ぼしていないかなどを、見直すことが問われている。

「スポーツとジェンダー」を考える際、私は「軍事とジェンダー」と比較することに興味を抱いている。「女性兵士の平等の問題」はスポーツと同じように困難であるし、「軍隊における女」もまたスポーツと同様に「二流兵士」と「女らしさ」を生み出し、男性を特権化するのに役立っている。さらに、その男性中心主義に無自覚でいるスポーツ界の人々は、現在の日本の軍事化に無頓着ではあるまいかとの危惧の念を抱いてしまう。しかし、スポーツは軍事と異なるというのもまた疑う余地がない。ならば、あらゆる人々に享受されるスポーツとはどのようなものなのか、その答えは自ずと示されよう。

ジェンダーの視点を持つということは、二元論的思考から解き放たれ、マイノリティの立場に身をおくことと考える。従って、決して女性だけを優位におくことではない。これまで不可視的存在であったより多くの人々を浮上させ、その人々の利益と幸福に焦点をあてることである。

演者のプロフィール

飯田貴子 (いいた たかこ) 帝塚山学院大学人間文化学部教授
文化政策学博士 (京都橘大学)

専門領域：スポーツ社会学、スポーツ・ジェンダー学

略歴：日本スポーツとジェンダー学会会長 (2002年～現在)

Women Sport International Advisory Board Member (2005年～現在)

主な著書・訳書：『目で見るとシニア健康体操』(共著)大修館 1993年

『フェミニズム・スポーツ・身体』(監訳)世界思想社 2000年

『スポーツ・ジェンダー学への招待』(編著)明石書店 2004年

シンポジウム 体育学・スポーツ科学における性差認識とジェンダーテーマ設定の趣旨

コーディネーター 井谷恵子(京都教育大学)

キーワード：性差認識・科学認識・性別確認検査・性別二分カテゴリー・ジェンダー視点

スポーツは性別二分カテゴリーを大前提としてきた。男女別で競うことが大原則で、男女の別なく競い合える種目は、オリンピックでは馬術などごく一部に限られ、男女の公平性を保つための方策として当然のように受け入れられてきた。スポーツは、歴史的に男性中心に発展した身体文化であり、「筋肉重視、脂肪排除」という、男女の身体の差異が顕著に現れる分野でもある。新体操やボクシングなど男女非対称の種目の発展もみられ、男女の身体や動きの差異をシンボリックに表現する働きもしている。このことは、スポーツが男女の身体の可能性を示すだけでなく、その差異を男女特性・性差として社会に受け入れさせ、ジェンダー形成を促進する機能を持つことを暗示している。

生物学的カテゴリーとしてのセックスは、遺伝子、内分泌、内性器、外性器、脳、第二性徴、性行動の重層から説明しうるものであり、それらの各水準における生物学的性差には、連続性と蓋然性が認められることが明らかになっている(日本学会会議学術とジェンダー委員会、2006)。他方、社会的・文化的カテゴリーとしてのジェンダーは、中間項を排除する二項に差異化する言語的認知カテゴリーである。つまり、スポーツは連続性、蓋然性を持つセックスを男・女という対立した二項に押し込み、それぞれの項に特性と役割を付与するジェンダー化の役割を果たしてきたといえるだろう。スポーツにおける性別確認検査の廃止、性転換者の出場の認可は、スポーツが強固に持続させてきた性別二分カテゴリーが、生物学的にも、人権上も問題を含むことを認識していることを示唆する。

近年、国連のミレニアム開発目標にジェンダーの要素が示されたように、学術を含め社会のあらゆる分野を「ジェンダーに敏感な視点」で見直すことの必要性和有効性が示されるようになった。欧米諸国では、あらゆる分野でジェンダー視点を重視する「ジェンダーの主流化」が主張され、わが国でも、1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、国や地方公共団体のみならず、学術分野においても男女共同参画推進の取り組みが推進されるようになってきている。

「ジェンダーに敏感な視点」とは、人間という種を男女という生物学的性別に還元するのではなく、人種・民族・階級・年齢・障害の有無などの差異と交差

するジェンダーを問い直すことを通じて、真に多様な人間存在に対して配慮を要請するものである。既存の学問における研究の主題や方法を「ジェンダー視点」で見直す諸研究は、人間存在の多様性に配慮することを通じて、多様な生の共存に貢献することが期待される。今日の学術研究では、階級や民族といった従来の分析概念とならんで「ジェンダーに敏感な視点」を導入することによってはじめて、人間存在の多様性に配慮した豊かな分析・認識がなされると言えよう。

本シンポジウムでは、多領域から成る体育学・スポーツ科学をジェンダー視点から見直す第一歩として、これまでの研究蓄積の中でセックスとジェンダーをどのように取り扱い、性差をどのように認識してきたかに焦点を当てる。すなわち、男女差が明示される身体に関わる研究領域として、生物学的な差異と社会的、文化的に形成されてきた男女差について、どれほどの意識を払いながら研究が進められてきたかについて再検討を行い、研究成果が性差認識を再生産し、性別二分カテゴリーの温存に一定の役割を果たしてきたことに対し批判的な検討を加えるものである。

來田享子氏は、体育・スポーツ史学の立場から、性差が歴史的・社会的にどのようにとらえられ構築されてきたか、さらにそれらの性差に対する史学の認識について述べる。高峰修氏は、スポーツ社会学における性差認識について概観するとともに、この領域における主要な研究手法である統計学が差を創り出す科学として男女カテゴリーの温存や特性論の維持に与えた影響について検討する。定本朋子氏は、運動生理学(体力科学)の研究蓄積において、構築された男女差への視点がどの程度反映されているのかについて検討するとともに、性別を絶対的なカテゴリーとして研究を進めることの意義について言及する。阿江美恵子氏は、スポーツ心理学の分野において、研究目的、研究方法、結果・考察、その一般化という研究過程にジェンダーに敏感な視点がどの程度導入され、反映されているか、その現状について述べる。

文献

学術とジェンダー委員会(2006) 対外報告：ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来。日本学会議。

スポーツ心理学とジェンダー

性同一性と女性のスポーツ参加

阿江美恵子 (東京女子体育大学)

キーワード：統計的有意差、性役割、性同一性、アンドロジニー

ジェンダー研究の発展過程で、心理学はジェンダー研究者から白い眼で見られている。それは「性差が有意」であった長い歴史が心理学にあり、データの統計分析でまず性差を扱うことを教えられたからである。それにより、多くの男女差が見出され、それらはすべて「性差」と解釈され、性別に関する社会・文化的影響が考慮されることはなかったからである。

現在はジェンダー論を理解する心理学者が、ジェンダー視点での研究のバイアスを論じ、男女差を単純に解釈することは少なくなった。それでも、まだ多くの研究者が社会・文化的背景まで解釈の範囲を広げる視点を十分に持ちえていないのが現状である。

それでは、心理学は男女差をないと定義しているのだろうか。根本的なところから言えば、身体的な違い・生理学的な違いは、人間の心に何らかの影響を与えると考えて心理学の研究は出発している。男性ホルモン、女性ホルモンの大きな違いは、情緒や筋量に大きな差異を生じ、自分の身体環境に応じた「自己像・自己イメージ」という心の部分を形成している。これらは後天的な発達ではあるが、思春期以降の劇的な男女の身体形態の違いは、無視することができない。その違いを、違いとして認識して、初めて社会的性であるジェンダー論が成り立つと指摘したい。このスタート地点を誤ると、男女差は全くないというような極端なジェンダー論となり、論理的な矛盾が引き起こされる。男女差は、現在までの人間の生物学的な進化の方向である。(将来は違う進化の方向が選択されるかもしれないが、有性生殖を変えることは不可能ではないか。)

さて、以上の立場から心理学とスポーツ心理学におけるジェンダーに関わる考え方を紹介する。

フロイトの精神分析理論によれば、3～6歳までの男根期において、子どもは性の違いに気づき、12・13～20・22歳の青年期において性同一性を獲得する。性同一性は重要な概念であり、社会的学習理論(ミッシェル) 認知発達理論(コールバーグ) ジェンダー・スキーマ理論(ベム)でも論じられている。その社会でその性別にふさわしいと考えられている行動や特性(性役割)に自分を当てはめていく過程は、性の型づけ(sex typing)と名づけられている。この性の型づけによる性同一性は、ジェ

ンダー要因の影響力が強いので、身体の性に対して「心の性」とも呼ばれている。自分の身体的な性と心の性は同一である場合が多いが、身体と心の性が異なる場合を性同一性障害と呼び、これは治療の対象となっている。

性の型づけは、社会・文化が期待する男らしさ・女らしさの影響を受ける。アメリカのジェンダー論の研究者であったベム(1974)は、精神的に健康で柔軟性のある新しい人間像として、女性性と男性性両方を合わせ持つアンドロジニー(心理的両性具有)を提唱した。心の性がどのように規定されるかを考える重要な視点である。しかし、アンドロジニーの研究よりも、女性であることを差別しない方向へ運動が広がっていった。

体育・スポーツは長く男性中心であったが、現代の学校教育では男女ほとんど差別なく体育教育を受けている。競技スポーツに男性偏重の傾向はまだ残っているが、オリンピックでの女性競技者の活躍は男性を凌駕するようにならなくなった。スポーツの隆盛も続いているが、相変わらず「女性にスポーツは向かない」「女性の指導者はいらない」「女性のスポーツのプロ化が進まない」など、スポーツへの参加が「女性」であることを理由に妨げられている。このような問題に心理学はどのようにアプローチできるだろうか。

スポーツをすると「女性らしくなくなる」という風説は体育大学的女子学生を苦しめる(阿江, 2004)。中学生の男子生徒に比べて女子生徒がスポーツに参加しにくいのは性差か、または環境なのか。女性の心理を無視した教師の発言や、羞恥心を増長するスポーツウェアに問題はないのだろうか。身体についての教育そのものが日本では否定的なのではないか。制度や規範はできても、科学的根拠のない思い込みによって人間は行動する。心理学は頑固な人間の思い込みを明確にし、それを是正できると主張したい。

文献

- 阿江美恵子(2004) 体育専攻女子大学生のジェンダー・パーソナリティ スポーツ心理学研究 31-2 : 9-18 .
Bem, S. (1974) The measurement of psychological androgyny. J. of Counseling and Clinical Psychology, 42: 155-162.

運動生理学研究における性差

定本 朋子（日本女子体育大学）

キーワード：体力要素，身体組成，個人差，メカニズム研究，双方向の前提

身体構造にみられる人間の男女差は，他の動物にみられる雌雄差ほど大きくない．動物では，同種属の雄と雌とは思えないほど身体構造の隔たりが大きい．一目で雌雄の区別がつくものである．しかし人間になると，10兆に及ぶ細胞の中で生殖器系の細胞のみが種の存続に必要な男女差を作り出す因子であり，残る多数の細胞は，個体の存続のためにある細胞であり，むしろ男女の類似点を生み出す因子である．このため，身体構造としては，確かに男女の相違点はあるが，それ以上に男女の類似点の方が多いいえる．性差と大きな個人差が重畳し混在している．このような背景のため，性差を明確に分類して取り扱ってきた運動生理学(体力科学)的研究も多いが，男女を分類しないで，まとめて検討してきた研究も多い．このような現状をみながら，性差に関わる運動生理学(体力科学)的研究の知見をまとめ，今後の性差にかかわる課題や方向性などを考えたいと思う．

1．男女を分類した研究

体力要素やパフォーマンスにおける男女の比較研究は数多いといえる．体力はさまざまな要素から構成されているが，男女差の有無やその表れ方は体力要素によって異なる．男女差が少ないのは反応時間や小筋群を用いた運動の敏捷性や局所的な筋持久性である．柔軟性は女性の方が高値を示す．顕著な男女差がみられるのは，エネルギー系の体力である．たとえば筋力や筋パワーは，思春期以降では女子は男子の筋力の60～80%になる．それはからだの大きさや身体組成（脂肪量や筋量など）の違いに起因している．

トップアスリートの世界記録における男女比較の研究は，女性の身体能力の上限を反映すると考えられ，生物学的男女の相違を示唆する役割をもつといえる．これらの研究によると近年に近づくほど男女差が縮まっているといえる．

2．男女を分類しない研究

運動に対するメカニズムの研究の多くは，男女差のカテゴリーを意識しないで進められてきた．種々の生理機能の運動に対する反応を明らかにし，それを司るメカニ

ズム（仕組み）に関する研究は根本的課題といえるが，そこでは男女差という視点はなかったといえる．このため，本来持っていたはずの性差が研究対象として取り扱われなかった側面も大きいといえる．最近になって，男女を分けて検討していない論文を受け付けないこともあるが，男女混合の平均値で結論が出されていることもある．メカニズム研究は，分子や遺伝子レベルで検討する方向にあるので，それらの情報を統合できれば，新たな性差の知見が得られる可能性もある．

3．女性のみを対象とした研究

月経周期や閉経による運動に対する反応，妊娠時の運動に対する反応，アスリートにみられる月経遅延や無月経の影響といったことについては，限られた研究者の努力により，研究蓄積がなされてきたが，全体的にみると十分ではない．これは女性特有の課題であるがゆえに着手されてない側面と個人情報保護や医学配慮といった側面が大きいので科学的な研究対象として捉えにくかったためと思われる．

このように，運動生理学的研究では，常に性差を絶対的カテゴリーとして事象を検討してきたわけではない．今後の方向性として，人を個体レベルで扱う研究領域においては，「＝」という前提と「」という前提のどちらかではなく，双方向の視点からの検証が必要である．これにより，一方向だけでは見えなかった事実が明白になってくるといえる．このような双方向の前提に基づき得られた知見は，本来有するはずの男女差を消失させる，逆に架空の性差を誇張させる，といった事実の歪曲を減減させる役割を果たすと思われる．

【参考文献】

1. 井谷恵子・田原淳子・来田享子：目でみる女性スポーツ白書，大修館書店，2001.
2. 賀谷淳子：男女の体型・機能差とスポーツ．臨床スポーツ医学，22：1217-1223，2005.
3. Wells, C.: Women, Sport & Performance: A Physiological Perspective. Human Kinetic Publishers Inc., Illinois, 1985.

体育・スポーツ社会学研究の立場から

- 量的研究における男女差・性差と有意差検定の思想 -

高峰 修 (明治大学)

キーワード：体育・スポーツ社会学、量的研究、男女差・性差、有意差検定

1. 量的研究における男女差・性差

日本体育学会の体育社会学専門分科会は1962年に設置された学術組織であるが、1993年の第44回大会からは、口頭発表に際して、大会号に加え分科会独自の「発表論文集」を刊行している。他方、1991年には日本スポーツ社会学会が設立され、学会誌として1993年に「スポーツ社会学研究」が創刊された。

本報告では、これら2冊の雑誌に日本体育学会の学会誌である「体育学研究」を加え、1993年から2006年までの14年間を対象として、体育・スポーツ社会学の量的研究論文において性差や男女差がどのように扱われ、説明されてきたかを概観する。

過去14年間で各誌に発表された、人間を対象とする量的研究の数は、「発表論文集」301件、「スポーツ社会学研究」12件、「体育学研究」11件である。そのうち、性別を変数として扱っていたのは「発表論文集」177件、「スポーツ社会学研究」6件、「体育学研究」9件であり、全体では192題となる。

これら192件の論文のうち102件(53%)では、性別は、単に調査の対象となるグループの基本的属性を表す変数として扱われていた。こうしたケースにおいて性別は、あるグループにおける女性や男性の割合、あるいはその割合の多寡を表現する変数であるに過ぎない。

他方、194件中94件では、性別は統計分析において積極的に用いられており、そのパターンは以下のように大別できる：

<パターン> カイ二乗検定やt検定、分散分析、さらには数量化理論や重回帰分析などの多変量解析の分析項目として用いられる。

<パターン> 以上のような統計分析や記述統計を、男女別で行う。

こうした統計分析の結果を比較し、あるいは有意差を検定することによって、男女差や性差という表現が生み出される。体育・スポーツ社会学の研究において、男女差と性差という言葉が意図的に使い分けられているとは言い難く、意味する内容は同じであると思われる。

2. 有意差検定の思想

以上みてきた統計分析の中でも、性別に関してt検定

や分散分析といった分析手法を用い、そこに統計的有意差が認められた場合、「男女差/性差がある」という知識が容易に、しかし確固として生み出されやすい。しかし、そもそもこうした統計分析手法は、いくつかのグループ間に差があることを積極的に見出すための手法なのである。ここでは、こうした有意差検定の考え方について確認する。

有意差検定は、「否定するため」の仮説を立てることから始まる。この仮説は否定される、つまり無に帰するので、帰無仮説と呼ばれる。例えば性別間の平均の有意差検定では、「男性と女性の平均に差はない(差は偶然生じたものである)」が帰無仮説となり、これを棄却することによって、「性別間の平均に差がある(差は偶然生じたものではない)」という仮説(=対立仮説)を採用するという手順を踏む。差が偶然生じたものでない場合、その差には意味があるので「有意差」と表現される。しかし帰無仮説を棄却し対立仮説を採用するという判断はあくまでも確率論に従っており、こうした判断が誤りである確率(=危険率)として、5%、1%、0.1%などの値を採用することが多い。つまり、5%や1%、0.1%の確率で誤りが生じるという前提で「性別間の平均の差には有意な差がある」(厳密に言えば「差がないとは言えない」と判断するわけである。

このように、体育学・スポーツ科学分野に普及している有意差検定には、そもそも2つのグループの平均に差を見出すという思想が貫かれている。こうした有意差検定を使う限り、実験計画や調査計画はグループ間に差を見出すようデザインされるであろう。意図的に計画されたものでない限り、「差がない」という研究結果は、実験計画や調査計画に不備があったと判断され学術的評価を得にくいと思われる。

ジェンダー研究においてこうした有意差検定を用いるにあたっては、結果として得られた男女間の統計的有意差の現実的な意味を考えると、そして男女差が生じる理由をジェンダー視点から検討することが必要だろう。また社会学分野においては、こうした統計分析手法だけではなく、男女の関係性を観察し記述する研究手法を積極的に採用することも重要である。

体育・スポーツ史研究の立場から

- 女性競技スポーツ普及期の奨励論における性差認識を中心に -

来田享子（中京大学）

キーワード：体育・スポーツ史、女性競技スポーツ普及期、女性競技スポーツ奨励論、性差認識

はじめに

体育・スポーツ史研究は、この領域における性別二分カテゴリーの正当性や有効性がどのように捉えられてきたのかという社会的レベルの性差認識の把握に資する。

本報告では、1920年代前半の女性競技スポーツ奨励論を事例に検討を行い、体育学・スポーツ科学が構築してきた性差認識の一端を示してみたい。ここでの検討は、以下の3つの視点から行う。

- 1) この時期の女性スポーツの状況と奨励論の位置づけ
- 2) 奨励論に記された両性の身体的・社会的役割の違い（性差認識）の具体的事例とその内容的特徴
- 3) 非体育・スポーツ領域における性差認識との比較

上記3)の非体育・スポーツ領域との比較は、次の2点に着目して行った。第一に、性差を強く認識させる身体的要素として、一般に生殖に関わる違いがとりあげられることから、これを取り巻く言説の分析との相違点を検討した。第二に、女性スポーツの普及を女性が男性文化に参入した事例の一つであると考え、同様の事例における性差認識との相違点を検討した。具体的には、帝国大学への女子学生の入学問題を扱った。

1. 1920年代前半の女性スポーツの状況と

奨励論の位置づけ

1920年代前半は、日本において女性がスポーツ、とりわけ競技会に参加するようになった時期にあたる。例として1922（T11）年5月27日に開催された女性のための最初の総合的な競技会として位置づけられる第1回府下女子連合競技会、1924（T13）年6月15、16日に開催された日本女子オリンピック大会第1回大会をあげることができる。これらの競技会開催は、女性が競技的なスポーツを行うことに対し、一定の社会的な理解と参加者数の確保等の条件が整ったことを意味する。同じ時期の1923年5月、大阪で開催された第6回極東競技大会ではエキジビション種目として女子のテニスおよびバレーボールが実施されている。また1925年から開催された全日本女子陸上競技選手権大会は、1928年以降は全日本陸上競技選手権大会〈女子の部〉とされた。ちなみに男性競技会への参加事例は、「第2回日本オリンピック大会」

（大阪毎日新聞社主催、1915（T4）年5月1-2日開催）における陸上競技のような国内大会にも見られるが、こうした事例は希少である。

上述のように日本における女性の競技会参加は、参加者を女性だけとする、いわゆる「女子競技会」として実施された事例と、日本で開催された既存の男性国際競技会へのエキジビション参加という事例がほぼ同時期に始まっている。この状況は、近代オリンピック大会への女子陸上競技の正式採用をめぐるIOCとFSFIの議論からすれば、日本に特徴的な動きであったとみることができる。この議論は、オリンピック大会における女子競技の排除の動きに対抗し、FSFIがオリンピックを模した女子の国際競技会を開催したことによって紛糾を極めたからである。

以上のような女性の競技スポーツ普及期の日本の歴史的状況から考えると、この時期の女性競技スポーツ奨励論とは、競技的なスポーツに関し、数や規模の違いがあるにしても、両性にほぼ同種の場を与えることが承認された中で、女性のスポーツに積極的な価値を与え、さらなる普及させることをめざして記されるようになったものと位置づけることができる。次項で具体的に示すように、この時期の奨励論は、両性が共に競技的なスポーツの担い手となった（あるいはなろうとする）ことを当然視する一方で、その身体的な違いや社会的役割の違いを強調する傾向がある。すなわち、両性の違いを認識し、強調することは、女性による競技的なスポーツ実施の否定には帰結せず、違いを強く認識した上での奨励論となったことに着目することができる。

2. 奨励論に記された両性の身体的・社会的役割の違いの 具体的事例とその内容的特徴

検討を行った奨励論における両性の身体的・社会的役割の違いを述べた言説の特徴を以下4点にまとめた。

第一に、いずれの記事も男性の身体との比較によって女性の身体を表象している。すなわち、男性の身体との比較なしに、女性の身体は描かれることが困難であったか、あるいは、比較によって理解される身体であると受け止められていた。このことから、スポーツにおいて基準と

なる身体は男性のそれであったことが読みとれる。

第二に、第一のような比較によって女性の身体が記述される言説においては、比較の対象となる女性の身体は、体型・骨格・筋力等の点で、身体的活動・スポーツへの適応が低い存在であるとされている。

第三に、第一および第二の言説と女性の体育・スポーツを奨励する主張は、多くの場合、論理的には直結していない。単純化した例をあげれば「女性は男性より身体的能力が低く、スポーツへの適応能力が低いから、スポーツをしなければならない」という論理は存在しなかった。記事が実質的に奨励しているのは、男性とは「何か、別の」活動を行うことであることが読みとれる。

第四に、多くの奨励論には、身体的な違いと並列して、女性の社会的な役割や「女性特有の」人格的特徴に関する言説がみられる。

3. 非体育・スポーツ領域における性差認識との比較

田口は月経の医療化言説の分析を行い、月経中は体操を休止させるという医療的措置が1900(M33)年に文部省訓令第6号に明記された後、1920年代にゴム製の月経帯が使用されるに至ってもこの指導が続けられたことに着目している。そしてこの背景には、月経を安静が必要な病理とみる医学的言説があったこと、この言説が導く措置や教育が高等女学校における女学生に「みずからの身体の脆弱性や病理性を自覚」させたと分析する。

上述の女性スポーツ奨励論における両性の身体的な違いの強調と、女性の身体がスポーツへの適応能力が低いことに関わる言説は、この田口の分析と近似の性差認識を構築した可能性を示唆する。しかし、このような一般的な歴史研究分野での指摘に類似する考察に加え、体育・スポーツ科学に固有の性差認識の構築の可能性もあることも、ここでは指摘しておきたい。この指摘は、先にあげた第四の特徴に主として関わるものである。

現代的視点からみれば、男性との比較の上に記された身体的特徴と「女性特有の」人格的特徴とは、本来直接的な因果関係を有するはずがないことは、明らかである。にもかかわらず、この両者が並列的に記述されることによって、そこに因果関係があるような認識を生じさせる可能性があることは否めない。そして、この並列的記述が、身体の訓練を人格の陶冶に結びつけることによって「教育的営み」とされてきた体育・スポーツの次元で展開されることは、より関連性が密接であるかのようなイメージを構築するのではないだろうか。その上で、「対象が女子であることを踏まえ、指導の仕方によっては」スポーツはこの悪しき因果関係を矯正する手段ともなりえるといふ表現が生み出されていくのである。

別の観点として、新しい文化への女性の参入問題に関

連する言説との比較を行ってみよう。ここでは、帝国大学への最初の女性の入学者をめぐる言説を例にとる。

帝国大学の中で、最も早く女子学生に門戸を開いたのは、東北帝国大学であった。1913(T13)年9月に、黒田チカ、丹下うめ、牧田らくの三人が合格した。このうち黒田チカの場合、最初の女性理学士となり、1921(T10)年から2年間の英国留学(オックスフォード大学)を経て、1929(S4)年には国内初の女性理学博士の学位を東北帝国大学から授与された)。体育に関わる最初の文部省留学生として井口阿くりが米国留学を任せられたのは1899(M32)年5月であったことからすれば、自然科学系の学問領域における女性の進出は非常に遅かったことがうかがえる。この黒田をはじめとする女子帝国大学生の誕生時の言説には、次のような特徴がみられる。第一に「生理上体質上の障害」により共学が困難であり、学問のレベルが下がるとするような、体力・能力面での女性の劣位が強調された。第二に、化学分野での研究対象が「家政」に関わることに限定されるとともに、婚姻等の一般的な女性のライフステージが想定されなくなった。第三に、彼女たちの能力が認められるにつれ、女性一般は体力・能力面で男性に劣るが、彼女たちは「天賦の才能を持った」特殊な存在であることが強調され、すべての女性に同様の門戸を開くことは難しいとされた。

特に注目されるのは、第三の特徴である。新たに参入した女性たちの存在が、女性カテゴリーからはずされ、特殊な位置づけをされている。このような事例は、体育・スポーツ領域の言説ではほとんど見ることができない。井口阿くりは「日本一の醜婦」と評され、人見絹枝は性別を疑われはしたが、身体を扱う領域にあって自明のものとしてされた性差認識の故に、女性カテゴリーからはずされることはなかった。

まとめ

以上、1920年代前半の女性競技スポーツ奨励論を事例に3つの視点から検討を行った。ここでの検討は、体育・スポーツ領域において性差が強調され、一定の性差認識が構築される場とはいかなるものなのか、そこで構築される性差認識の具体的な内容とはどのようなもので、体育・スポーツ領域における特殊性はどこにあるのかを明らかにしようとしたものである。こうした把握は、体育・スポーツという領域における、時代に見合った性別カテゴリーのあり方を模索する理論づくりや、自然科学的な研究が「性差として認定した事実」は時代の都合によって、どのように利用/援用される可能性があるのかについての将来を見通すことに役立つであろう。

シンポジストプロフィール

阿江美恵子（あえみえこ）東京女子体育大学教授

筑波大学博士課程体育科学研究科単位取得満期退学

日本スポーツ心理学会理事、全国大学女子野球連盟理事

専門：体育・スポーツ心理学（とくにスポーツ社会心理学）

著書：『スポーツ心理学の世界』（福村出版,2000,分筆）、『体育教師のための心理学』（大修館書店,2006,共訳）

定本朋子（さだもとともこ）日本女子体育大学教授

東京大学大学院教育学研究科博士課程修了、教育学博士

奈良女子大学助教授を経て日本女子体育大学教授。日本女子体育大学附属基礎体力研究所所長兼任。日本運動生理学会理事、日本体力医学会評議員、国立スポーツ科学センター業績評価委員会委員、神奈川県生活習慣病対策委員会委員など

専門：運動生理学。現在は、運動時の脳血流および内臓血流調節の研究に従事

著書(分担執筆):『第四版 運動療法ガイド - 正しい運動処方を探して-』(日本医事新報社,2006)、『運動療法と運動処方』(文光堂,2005)、『女性とスポーツ - 動くからだの科学 - 』(朝倉書店,1998)、『運動と循環 - 研究の現状と課題 - 』(NAP,2001)など

高峰修（たかみねおさむ）明治大学政治経済学部講師

専門：スポーツ社会学

スポーツとジェンダー関係の論文:「ウォーキング実施者の特性とジェンダー・イデオロギー・歩こう会会員とスポーツ実施者の比較を通じて。」スポーツ社会学研究, 11:102-114, 2003. 「スポーツ環境に内在するセクシュアル・ハラスメントの問題」体育科教育, 55(1):36-40, 2007.

来田享子（らいたきょうこ）中京大学体育学部准教授

中京大学大学院体育学研究科修了。博士（体育学）。愛知学泉大学を経て現職

専門：体育・スポーツ史、スポーツとジェンダー

著書：飯田貴子・井谷恵子編著『スポーツ・ジェンダー学への招待』（明石書店,2004,共著）、「近年のハイパフォーマンス・スポーツ界における性差認識の変化・性別確認検査の廃止とIOCによる性別変更選手の参加承認を事例として。」ジェンダー研究第8号:29-44,(財)東海ジェンダー研究所,2005. 「1920-30年代のオリンピック・ムーブメントにおける性差の意味と価値づけを探る（シンポジウム報告）」体育史研究第24号:69-84,2007.

コーディネータープロフィール

井谷恵子（いたにけいこ）京都教育大学教育学部教授

研究分野：体育科教育学。博士（学校教育学）

主な著書・訳書： 「目でみる女性スポーツ白書」編著、大修館書店(2001)

「スポーツ・ジェンダー学への招待」共編著、明石書店(2004)

「体力づくりからフィットネス教育へ」単著、明石書店（2005）

社会活動：日本スポーツとジェンダー学会理事長、日本スポーツ教育学会理事、日本学術会議第20期特任連携会員ほか

IOC 声明文「スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待」報告

熊安貴美江 (大阪府立大学)

キーワード: スポーツ、セクシュアル・ハラスメント、防止方針、IOC 声明

本報告では、IOC (The International Olympic Committee: 国際オリンピック委員会、以下 IOC と略す) が 2007 年 2 月 8 日に発表した、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントおよび性的虐待に関する統一見解を示した声明文について紹介する。

1. IOC 医事委員会による取り組み

この声明文は、IOC 医事委員会 (Medical Commission) によって 2006 年 10 月 3 日から 5 日にかけて原案作成され、翌 2 月の理事会で了承されて発表された。医事委員会がなぜ、セクシュアル・ハラスメントの問題を扱うようになったかという疑問について、IOC による公式発表では以下のように説明されている。つまり、WADA (The World Anti-Doping Agency: 世界アンチドーピング機構) の設立に伴い、IOC 医事委員会はそれまで主として担ってきたアンチ・ドーピングの問題から、競技者の健康促進、医療とスポーツ倫理の尊重、競技者の平等などに関して積極的な役割を果たすように、その目的を拡大したのだということだ。

また IOC 自体がこのような人権問題に取り組むにいたった背景には、世界的な女性の人権、スポーツ権向上への取り組みなどがあったことはいうまでもない。

2. 検討部会メンバーと原案作成プロセス

スイスのローザンヌで開かれた原案検討部会の構成員は、医事委員会委員長 Arne Ljungqvist さんと医事委員会委員でこの会議のファシリテーターである Margo Mountjoy さん、プログラム・コンサルタントの Celia Brackenridge さんと Kari Fasting さんのほか、筆者を含む 14 名の研究者や活動者であった。言うまでもなく、Brackenridge さんと Fasting さんは、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント研究の世界的リーダーであり、他のメンバーはこの二人によるノミネートを元に、IOC 医事委員会によって選ばれた。

検討部会ではまず、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメント、性的虐待に関する種々の研究、実践報告を 2 日間でレビューした。続いて深夜にかけて、この問題を防止するための有用な勧告を含む声明文原案を、テーマ別にグループごとに作成した。最終日に、メンバー全員で協議しながら全文をその場で一気に練りあげていくという、実にフランクで民主的、かつエキサイティングな共同作業によって原案は完成した。

3. 声明文の概要

声明文はその冒頭で、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待は、スポーツに携わるすべての関係者を傷つけるものであり、とりわけスポーツ組織にはこれを防止し、根絶するために強力なリーダーシップを発揮する義務があると宣言している。

続いて、「セクシュアル・ハラスメント」と「性的虐待」および「ジェンダー・ハラスメント」、「新入りいじめの儀式 (hazing)」や「同性愛嫌悪 (homophobia)」など、関連用語の定義をしている。

次に、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントの発生率やハラッサー、リスクファクターなどに関する種々の調査に基づいた科学的根拠が示されている。また、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待が競技者の心身に及ぼす悪影響について言及し、周囲の責任ある人々や組織がこれを放置することで、ますます被害者を孤立させ、追い詰めてしまうと警告する。

さらに声明文は、スポーツにおいてこうした行為が生じる原因として、スポーツ競技特有の人間関係に言及している。競技者を取り巻く人間関係には、多様に異なる権力関係が生じている。その中でひとたびその権力が濫用されると、セクシュアル・ハラスメントや性的虐待のような、競技者を搾取する関係が生じてしまうのだとする。従って、競技者を取り巻く人々や権力者は、競技者とのプロフェッショナルな関係の境界の内側にとどまるべきであると述べている。

最後に、防止対策に取り組む際の方針 (Policy) と行動綱領 (Code of Practice) について、それらが満たすべき必要な条件を示し、スポーツ組織に対する 7 項目の勧告で締めくくっている。

4. 声明文の意義とスポーツ界の今後の課題

スポーツ界にもセクシュアル・ハラスメントや性的虐待という問題が存在するという事実があり、これが緊急に対応を要する重要課題であるということと全世界に知らしめたという点において、IOC による声明文は非常に大きな意味がある。しかし同時に、多様に文化的背景の異なる国々で、この問題への理解と対応を実質的に深めていく過程は、そう簡単な道筋ではないだろう。IOC による今後の積極的な啓発活動と、各国のスポーツ界の取り組みに期待したい。

公共空間にみる女性表現

- 明治・大正期の公園を手がかりに -

小坂美保 (早稲田大学スポーツ科学学術院)

キーワード：公共空間，女性表現，公園

「スタバ」の似合う場所

「スタバ女」。これは、平成14(2002)年上半期の芥川賞を受賞した吉田修一の『パーク・ライフ』[吉田, 2002]で主人公 ぼく と恋が始まりかける女性の名称である。彼女は、「あの女」から「スターバックスのコーヒーを飲む女」、ついで「スタバ女」と ぼく の職場の先輩に命名された。その名の通り、彼女は、スターバックスのコーヒーを飲んでいるのだが、スタバの店内ではなく、日比谷公園でそのコーヒーを飲むのが日課なのである。しかし、彼女は、なぜ「スタバ女」という名称でなければならなかったのだろうか。この点に関して、「スタバ女」自身が次のように話す場面がある。

「...、あの店に座ってコーヒーなんかを飲んでると、次から次に女性客が入ってくるでしょ？それがぜんぶ私に見えるの。一種の自己嫌悪ね」

「...、たぶんみんなスターバックスの味が判るようになった女たちなのよね」[吉田, 2002: 31]

「スタバ女」は、スタバの味が判るようになった女たちの一人でありながら、その一員でないために日比谷公園でコーヒーを飲むのではないか。同じコーヒーを飲むという行為でも、場所あるいは空間の違いによって、その描かれ方が異なってくる。

本研究の視点

本研究は、スタバと女性に関して論じるものではない。ここで問題にしたいのは、女性と場所(空間)の描かれ方である。現在では、女性が一人で店に入ったり、街中をぶらぶらしたり、公園を一人で散歩する姿は当たり前かもしれない。しかし、このような女性の行動形態については、大正時代にみられた「銀ブラ」や「モガ」の存在があり、これらを契機に多くの変化があったことはこれまでの研究において明らかにされている。ここで、少し視点を変えてみたい。というのは、「銀ブラ」や「モガ」が生まれる以前、女性がどのように振舞っていたのか疑問である。加えて、「銀ブラ」や「モガ」がそれ以前の女性との連続性がどのようなものであっただろうか。このような疑問から、「どんなささいな事柄にも階級と性別の差異の線引きを行うのが、明治・大正という時代」[石原, 2007: 29]に女性と都市との関係がどのようなもの

であったのかを、公園という空間に焦点をあててみたい。

たとえば、島崎藤村が明治40(1907)年に発表した『並木』には、日比谷公園内の様子が次のように描かれている。

「美しい洋傘をさした人々は幾群れか二人のわきを通り過ぎた。昔のように内輪に歩いている娘は一人もない。いずれも親泣かせといったような連中が、互いに当世の流行を競い合っただけの風俗は、はでで、ほしいままで、絵のようにも見える。色も、好みも、みな変わった。中には男にしなやかな手を預け、横からささやかせ、軽く笑いながら木陰に行くものもあつた。妻とすらいっしょに歩いたことのない原は、この大胆なふるまいに怖気を震って、時々立ちどまっては嘆息した。『これが首を延ばして待ちこがれていた、新しい時代というものであろうか。』こう原は心に驚いたのである。」[島崎, 1907: 18]

主人公の旧友である「原」は、8年振りに上京し、変わりゆく東京の姿や女性の振る舞いの変化を「驚くべき事実」として目の当たりにしている。ここで注目したいのは、女性に関する記述である。「洋傘をさす」や「内輪では歩かない娘」、「男に寄りかかりながら歩く女性」という行為は、都市あるいは空間の変化によって現れてきたとみることもできる。

本研究の目的

そこで本研究では、都市にあらわれた「公園」という「公共空間」にみられる女性表現にどのような特徴があるのかを明らかにすることを目的とする。具体的には、明治初期から整備され、明治36(1903)年に一つの近代都市施設としての「公園」を具現化した「日比谷公園」をターニングポイントとしながら、日本近代における公園の考察を通して、公園空間に描かれたあるいは表現された「女性」の姿を詳細に検討していく。

【引用文献】

- 石原千秋(2007)『百年前の私たち 雑書から見る男と女』、講談社現代新書
島崎藤村(1907)『並木』、新潮社
吉田修一(2002)『パーク・ライフ』、文藝春秋

日本統治期朝鮮における新聞社主催全朝鮮女子庭球大会(1921-1941)に関する研究

南宮吟皓(筑波大学大学院) 近藤良享(筑波大学)

キーワード: 女性 日本統治期 植民地 新聞社 庭球

1. はじめに

朝鮮において1920年まで女性がスポーツに参加する機会は、学校内の課外活動に限られていた。また、女性の身体には依然、儒教思想の強い拘束があり、女性のスポーツ参与はそれほど活発ではなかった。

このような女性のスポーツ活動が大きな転換を迎えたのは、日本の統治期であり、その中でも、1919年に武断統治に反発し起った3・1独立運動以後であった。この時期は、朝鮮体育協会(日本人体育団体)及び朝鮮体育会(朝鮮人体育団体)がそれぞれ1919年と1920年に設立され、これらの団体によってより一層スポーツが奨励された。このような時勢によって女性スポーツも活性化されたが、その中心となったのは新聞社であった。

本研究では、日本統治期朝鮮における女性のスポーツ活動を明らかにするため、三社主催(京城日報、東亜日報、毎日新報)の女子庭球大会に着目した。三社主催女子庭球大会を取り上げたのは、新聞社主催女子庭球大会は、日本統治期における女性の対抗競技会において中核を担い、戦前における女性スポーツ文化の土台を形成したと考えられるから、1923年創設された東亜日報社主催女子庭球大会は、現在までその伝統を継承し続けており、韓国のスポーツ史上、男女を問わず単独競技としては最も長い歴史を有しているから、である。

本研究は、その当時発行された新聞の記事分析を中心とし、日本人主催と朝鮮人主催の女子庭球大会それぞれの特徴や日本の植民地政策(文化統治及び皇民化統治期)が三社主催女子庭球大会に与えた影響について考察する。

2. 三社新聞社の性格及び女子庭球大会開催について

京城日報社は、朝鮮統監伊藤博文の命令で創刊された新聞で、統監府及び総督府の施政方針を普及させる一方、日鮮融和を鼓吹させた。

東亜日報社は、朝鮮の独立を先頭に立って訴えた新聞として、日本の弾圧を受けた。当時朝鮮は、日本の植民地支配を受けた側であり、独立のため日本に抵抗した東亜日報社は民族紙といえよう。

毎日新報社は、京城日報社から派遣された日本人社長と編集局長が関わっていた。また、総督府の方針に従い、

日本の統治政策を宣伝する役割を果たした。このような新聞の性格から、京城日報社と毎日新報社を、総督府の「準機関紙」、「総督府寄りの新聞」とし、東亜日報社を、「民族紙」と位置付ける。

三社の中、全国女子庭球大会に最も早く関心を示したのは、京城日報社であった。同社は当時、最も女学校に普及していた軟式庭球(以下、大会の軟式庭球を庭球と称する)を対象とし、1921年に全朝鮮女学生庭球大会を創設した。京城日報社に続き、23年には東亜日報社が全朝鮮女子庭球大会を、39年には毎日新報社が全朝鮮女子庭球大会を創設した。

京城日報社の場合、1921年に全朝鮮女学生庭球大会(女学生のみ)を、1925年には女学生及び一般女性が共に参加できる「全朝鮮女子庭球選手権大会」を創設した。両大会は1928年まで春と秋に分けて行われたが、1929年からは統合され、全朝鮮女子・女学生庭球選手権大会の名称を用いて大会が行われた。

3. おわりに

考察の結果、京城日報社や毎日新報社は、総督府の準機関紙として総督府の意図をそのまま反映させ、大会を通じて内鮮融和や内鮮一体のために力を入れた。また、日本の植民地政策が文化統治から皇国化統治に移ると、大会にも大きな変化がみられた。民族体育として展開されていた東亜日報社主催女子庭球大会は、その影響を強く受け、大会の独自性を失った。また、三社女子庭球大会は、総督府の学務局の管理下に置かれ、大会の性格も皇国女性のスポーツ祭典とし、戦力増強競技大会して行われた。

しかし、結果として、朝鮮社会及び女性スポーツ界において意義があった。それは、日本人女性と朝鮮人女性とのスポーツ交流を通じて、朝鮮人の競技レベルの質的向上をもたらし、スポーツマンシップ精神の涵養、服装の改善、加えて、一般女性が体育・スポーツ活動に参与する機会を提供し、女性スポーツの活性化に貢献した。また、女性の社会的進出と共に朝鮮社会に蔓延している女性の身体活動に対する偏見と差別に対抗し、一定の成果をもたらした。

「主婦性」の再生産の観点から見た家庭婦人スポーツの誕生と展開

ママさんバレーボールを事例として

高岡治子（日本家庭婦人バスケットボール連盟）

キーワード：家庭婦人 ママさんバレー 主婦性

【緒言】

日本女子バレーボールが東京オリンピックで金メダルを獲得した1964年を前後してママさんバレー（正式名：家庭婦人バレーボール）が誕生し、その後他の種目においても主に主婦だけを対象とした家庭婦人スポーツの活動が広がっていった。これらは主婦を解放し男女同権を実現させたと言われているが、むしろ主婦を主婦化させるための一機能であったのではないかと推論し、それを「主婦性」の再生産と名づけて、その観点から家庭婦人スポーツ活動がもたらした社会的効果と意義を、ママさんバレーを事例として明らかにする。

【家庭婦人スポーツの誕生と展開】

第一次世界大戦前の労働形態は家内労働であったが、二度の世界大戦を経て工業化が進むなかで、夫はサラリーマンとして外労働、妻は家で「主婦」として家事を担当するという役割分担が見られるようになった。高度経済成長期にその傾向は強まる一方、電化製品の登場により主婦に時間的ゆとりが生まれてくると、主婦たちの生活の閉塞感が社会問題視されるようになった。

このような主婦の状況下で、東京オリンピックにおける女子バレーの活躍をきっかけとして全国にバレーボール熱が高まり、主婦たちが婦人会やPTAなどでバレーボールを楽しむようになっていった。一方行政では地域変動への対応策としてコミュニティスポーツの振興を計るため、体育館の建設や各種スポーツ教室の開催を進めていった。それらに呼応する形で全国にママさんバレーが浸透していったのである。このようにしてハード面でもソフト面でも主婦の精神的行き詰まりに風穴をあける施策が展開されていった。

日本各地に広まったママさんバレーを全国的に統一しようという機運が高まり、1970年に第1回全国大会が開催された。ママさんバレーの意義や在り方は、全国大会開催の目的や理念、競技ルールに埋め込まれ、全国に伝播されていった。表1はママさんバレーの特性を要素別に分析したものである。

表1 ママさんバレーの特性一覧

要素	特性	具体例
スポーツイデオロギー	楽しみ エンパワーメント	交歓大会 女性による運営
スポーツルール	共存志向	出場制限・9人制
スポーツ文物	生活圏内	小・中学校区
スポーツシンボル	家庭婦人	明るい頼もしい
スポーツ行動様式	二義的・家庭優先	家事育児を優先
スポーツ集団	自発的	自由な入退会

(参考) 菊幸一、「近代のプロ・スポーツの成立に関する歴史社会的考察 わが国における戦前のプロ野球の成立を中心に」

【考察】

ママさんバレーは競技によるヒエラルキー構造の否定が活動の原点であり、それにより「主婦性」の再生産が導かれていた。それは、親善第一 大会参加資格の制限（高度競技経験者の排除や大会再出場不可） 9人制採用 生活圏内の活動 家庭優先等に発現している。このような活動を通して主婦達が生活の閉鎖性から一時的に解放され、獲得したエネルギーで再び主婦の役割を果たしていくという、解放と「主婦性」の再生産からなるスパイラル構造^{図1参照}ができあがった。その中で主婦像は「閉鎖的主婦」「スポーツする主婦」「自律的主婦」へと変化していく。主婦の自律は活動グループへの参加、大会や連盟運営への参加などを通じての社会化によって獲得されたものである。しかしどのように主婦像が変化しようともその活動には常に「家庭婦人」という冠がかぶせられ主婦性の維持が図られていたのがママさんバレーの特徴である。

【結論】

1970年代は1960年代からの高度経済成長の継続と、地域振興が政治課題となっており、ママさんバレーはその政治課題に対応するような形で展開したといえる。活動者はスポーツ活動により得たエネルギーで夫を良質な労働力として社会に送り出し、一方継続的な活動により地域社会の活性に寄与した。このような観点からみると家庭婦人スポーツの活動は、主婦たちに男女同権をもたらしたというよりも、既婚女性に付与された主婦役割を強化させたものであり、社会規範を変化させる方向には作用しなかったことが示される。図1は以上を図式化したものである。

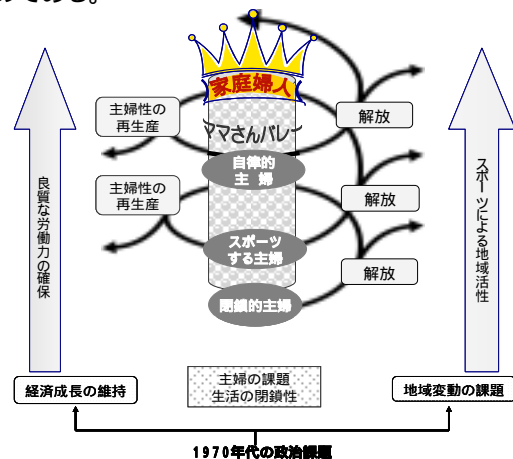


図1 1970年代の政治課題とママさんバレー
(参考) 佐伯年詩雄「スポーツ政策の歴史と現代」
『現代スポーツ評論』15巻、2006

女性五輪出場選手数と出身国・地域の男女共同参画状況の指標に関する一考察

- 2000年シドニー五輪参加者数とGEM・性別役割分業肯定認識の関係に着目して -

木村華織(中京大学大学院) 来田享子(中京大学)

キーワード: オリンピック大会、女性競技選手、社会的環境、GEM、性別役割分業肯定認識

1. 研究の目的・動機

わが国でも柔道の谷亮子選手をはじめ、少しずつではあるが結婚や出産というライフステージを経たスポーツのトップ・アスリートが増えてきた。しかし、日本と他の国のスポーツ先進国を比較すると、トップ・アスリートの競技生活を支える社会的環境には大きな違いがあると感じられる。この違いは女性アスリートについて際立っており、オリンピック大会など国際大会での表彰台に立つ既婚女性、あるいは子どもをもつ女性の数の違いがそれを示していると考えられる。そこで本発表では、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)等の女性に関わる社会的環境の目安となる指標に着目し、これらと2000年シドニー五輪大会に出場した女性選手参加者数(SOCCOG、2000年)との関連を中心に検討を行う。また、今回用いた指標の相互関係についても検討する。検討に先立ち、GEMが高いことや女性の就業率が高いこと、性別役割分業観に対する肯定認識が低いことなどを、女性が生活しやすい社会的環境であると仮定し、これが整備されているほど、女性のトップ・アスリートが競技を継続しやすい社会なのではないかという仮説を設定した。

2. 分析方法

SOCCOGによる“Sydney 2000 Olympic Games Participation Figures - Total”をデータベース化し、各国の男女別選手数とその合計数を用いた。各国や地域が派遣する選手数は、人口や経済力などの影響を受けると考えられる。そこで、今回の検討では、選手数とともに、これを選手合計数における女性選手数の割合(以下では「女性選手出場率」とする、%)に置き換えたものも活用した。その他の変数については、上述の仮説にもとづき、関連があると考えられた指数等をいくつか選出した。変数は8項目とした。

これらの変数のうち ~ は、各国・地域の指数または%を順位に置き換えて用いた。順位の高低は、 ~ についてはもとの値が高いほど順位が低くなるように順位づけし、それ以外のものはもとの値が高いほど順位が高くな

るように順位づけした。ここでは、Spearmanの順位相関を用い、危険度1%未満で有意とした。

3. 結果

分析の結果、次の変数間で相関係数0.6以上の相関関係がみられた。

- 1) 男性選手出場数と女性選手出場数
- 2) GEMと女性就業率
- 3) GEMと性別役割分業肯定認識
- 4) GEMと女性選手出場率
- 5) 女性就業率と6歳未満の子どもをもつ女性就業率
- 6) 女性選手出場率と保育サービスの利用割合

4. 考察

GEMは国会議員および専門・技術職、管理職に占める女性の割合、男女の推定所得から算出された指数である。今回の検討では、GEMと女性選手出場率、GEMと性別役割分業肯定認識はそれぞれ有意な相関を示した。その一方で、女性選手出場率と性別役割分業肯定認識は有意な関連を示さなかった。このことから、1)国や地域によっては、性別役割分業肯定認識が強い社会の中で女性のトップ・アスリートが活躍している状況が存在する、2)性別役割分業肯定認識が強いことは、女性のトップ・アスリートのオリンピック大会への出場率を増加させる直接的な障害要因とはなりにくいことが示唆された。これは一般的な男女共同参画社会の推進を目指す中で議論されてきたのとは異なり、トップ・アスリートのスポーツに関する特殊な傾向である。新たな検討課題として、1)GEM等の指数を指標とすることの妥当性、2)生涯スポーツにおける女性の参加を対象とした分析との比較検討、3)スポーツ政策や経済力等の上述の特殊な状況を支える要因に関する検討、を見出すことができた。

フィンランドの女性スポーツ政策

フィンランドスポーツ連盟の活動を中心に

吉川康夫、飯田貴子(帝塚山学院大学)

キーワード: 女性スポーツ政策、フィンランドスポーツ連盟、ジェンダー

本発表は、経済、教育、福祉、男女平等および国民のスポーツ実施において国際的に高く評価されているフィンランドの女性スポーツ政策を紹介し、日本の女性スポーツの推進・振興を考える参考にしたい。

フィンランド共和国の面積は338,000km²で日本よりやや小さく、人口は5,260,000人で兵庫県よりやや少ない。2004年度のOECDのPISA学習到達度調査において学力世界一に輝き、我が国でも教育面で注目されているが、世界経済フォーラムが発表した「2006-2007年世界競争力指標(GCI)」で2年連続2位になるなど、経済的にも競争力をつけてきている。

他の北欧諸国とともに高福祉、男女平等の施策がいきわたっており、現大統領は女性で、女性の国会議員比率が37%で世界3位、GEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)においても世界6位(2006年)にある。

スキー発祥の地であるフィンランドは、国土の70%が針葉樹林で、冬季の最も重要な交通手段としてもスキーが使われてきた歴史をもち、オリンピックでも1912年のストックホルム大会で金メダル9個を獲得して以来、スポーツの国としての実績を世界に示し、やがて1952年にヘルシンキ大会を開くに至る。しかしオリンピックでの活躍はトップスポーツ優先への反省も生み、国民の健康作りをめざしたスポーツの方向が探られ、それが生活の中にスポーツやアウトドアライフが根づいた「フィットネスの国、フィンランド」と言われる現況を形成している。

そうした男女平等の施策とスポーツの盛んな風土が結びついて、現在、成人のスポーツ実施率は世界一を示し(週1回以上の定期的スポーツ実施者は国民の91%)、世界一の生涯スポーツ先進国と言われている。

こうしたフィンランドの現状はどのようなスポーツ政策のもとに展開されてきたのかを、1)フィンランドのスポーツ政策、2)フィンランドのジェンダー平等政策、3)フィンランドに大きな影響を与えているヨーロッパ諸国の政策、の3つの観点から探ってみたい。

1)について、最大のNGO組織であるフィンランドスポーツ連盟(FSF)の活動を中心に検討すると、女性たちの国内ネットワークが組織され、文化省との協力関係のも

とに女性の地位を検証し、地位改善のための諸政策(組織に女性を多用することへの奨励賞、指導者のためのプログラム、地域の平等プログラム、国庫補助金のための基準としてのジェンダー平等など)を提案、実行している。その結果、1993年、FSF設立当時では12%であった女性理事が、2005年には47%を占めるに至っている。

2)について、ジェンダー平等促進に関しては社会保健省が主たる管轄となっているが、他の省との連携も強い。社会保健省では、ジェンダー平等課、平等のための行政監察委員会、ジェンダー平等評議会、平等審議会の4組織にて構成されている。国連の女性差別撤廃条約を批准したのは日本の1年後、1986年であるが、男女平等法が1987年に成立し、現在、女性大統領、20名の閣僚中女性が12名を占めるなど、促進の度合いは著しく速い。

3)について、体育・スポーツの実施は基本的権利であると謳ったユネスコ憲章(1978年)あらゆる場へのジェンダーの主流化(1990年代)第1回世界女性スポーツ会議におけるブライトン宣言(1994年)ヨーロッパ女性スポーツ会議の議長国(1998-2000年)となったことなどが大きな影響をもたらしたと考えられる。これらは、地理、経済、文化、言語などヨーロッパ諸国の緊密性から生じたものであり、日本とは異なるフィンランドの特殊性であるとも考えられる。

しかしながら、そうしたスポーツ政策に一貫して認められるのは、女性に対してもスポーツへの平等な機会を保証しようとする強い意志であり、それは、ブライトン宣言を受けて直ちにその精神を実現すべく教育大臣がスパイク委員会を設ける対応の速さにも示されている。そうした政策を支える国民の支持も大きく、国民の5分の1がクラブに所属して何らかのスポーツ活動を行い、10分の1がスポーツや体育活動のボランティアに従事しているような背景に支えられている。

国民に広く根づいたスポーツと力強く推進されているジェンダー平等がうまく運動しているフィンランドのスポーツ状況は当学会にとって一つの理想的なモデルであり、それを可能にした思想や実践、特に女性スポーツ政策に関してはもっと注目され研究されるに値する。

オリンピック・ムーブメントにおける「新しい社会運動」構想

環境問題に対する女性の取組みを中心として

新井喜代加(筑波大学大学院), 近藤良享(筑波大学)

キーワード: オリンピック・ムーブメント, アジェンダ21, 新しい社会運動, 女性の位置

IOC(国際オリンピック委員会)は、環境問題への取組み及び持続可能な開発の推進のために、スポーツと環境委員会を設置し、「環境問題への貢献策」を講じている。IOCは、1992年に公布された「環境と開発に関するリオ宣言(以下「リオ宣言」)」を実施に結び付けることにより、オリンピズムの目的とする「世界平和」の実現に近づけると判断して、1999年にオリンピック・ムーブメントのアジェンダ21を策定した。オリンピック・ムーブメントのアジェンダ21には「主要グループの役割の強化」という項目が設けられ、そこでは、オリンピックムーブメントが、「持続可能で公平な開発に、女性の参加を奨励するグローバルキャンペーン」を7つ目的「1女性のスポーツ振興、2従来女性のスポーツだと考えられた競技種目を、他のものと同様に扱う。3特に教育の中核ともなる地域スポーツ活動センターの活動を通じて、女性の教育を推進する、4女性がスポーツに参加しやすくなるような託児所などの社会的な手段を発展させる、5男女のスポーツ実施を公平にマスコミが取材し、経済的にも公平に扱う、6競技運営団体において、女性が責任のある地位につけるよう奨励する、7関連国際団体と共同活動の機会を増す」を掲げ支援するとしている。つまり、この規定のもと、女性はオリンピック・ムーブメントにおける環境問題への取組みに貢献する役割を担うことが期待されているのである。

本研究は、環境保護及び持続可能な開発を支援するオリンピック・ムーブメントにおいて女性が具体的にどのように役割を担う可能性を秘めているのか、「新しい社会運動」の視点から探求しようとするものである。

「新しい社会運動」とは、長谷川によると「1960年代以降に先進産業社会で顕在化してきた、環境・エコロジー運動、女性運動、平和運動、学生運動などの性格を、在来の労働運動との対比でとらえ、フランスのトゥレーヌやドイツのオッフェら、ヨーロッパの社会運動研究者が規定した概念であり、「新しい社会運動の現代的性格をめぐる彼らの議論は『新しい社会運動論』とよばれ、アメリカにおける資源動員論とともに、今日、社会運動

論の中心的なパースペクティブとなっている。」長谷川は、オッフェの「新しい社会運動」の特性を四つの側面、「(1)行為主体、(2)イシュー特性、(3)価値志向性、(4)行為様式」から把握し、それらの側面から、「女性の果たす役割が大きい」反原子力運動、とりわけ日本のそれについて考察することによって、女性の動員促進の要因と、反原子力運動にみる「新しい社会運動」の性格を明らかにしている。また、そこでは、「(1)行為主体」について、「新しい社会運動の代表的な担い手は、女性や青年、エスニシティにおけるマイノリティ・グループなど、近代産業社会の『周辺的存在者:』であり、『自由と平等』という近代的な理念の及びうる範囲から実質的に排除され、自己定義できるアイデンティティを奪われてきた存在者である」と捉えている。

「新しい社会運動」における「行為主体」としての「女性」の在り方は、オリンピック・ムーブメントの女性として捉えることを可能にするような特質をもっているのではないだろうか。近代産業社会の産物である近代スポーツは、「自由と平等」の象徴と捉えられがちであるが、実際には、男性にとって男性性を発揮する絶好の機会であり、男性主導によって展開されてきた。よって、女性は、スポーツ界の周辺的存在として扱われてきた。

スポーツ界において女性が男性に対して周辺的な存在として、「新しい社会運動」的な性格をもったオリンピック・ムーブメントを展開し得るか、その可能性を求めたい。

研究の手法として、オッフェの「新しい社会運動」の4つの性格を把握し、この四つの観点からこれまでの女性によるオリンピック・ムーブメントの展開、とりわけ環境問題への取組みについてオリンピックに関連する文献資料やIOCが発行する文書などを中心に考察する。また、先述の長谷川による著書を援用し、女性動員の促進要因及び環境問題への取組みが「新しい社会運動」の性格を持つ過程あるいは持ち得る過程について検討を加えたい。

運動と勉強が児童・生徒に与える意味に関する研究

テレビドラマの分析から

野村徹(東京学芸大学大学院)

キーワード: 運動能力・社会意識・テレビドラマ

1. 問題の所在と目的

運動や体育への意識を男女で比較したものとして、山崎らが小学校3~6年生を対象に質問紙調査を行っている。そこでは男子の方が女子に比べ運動を好きであることや、運動が得意になりたいと思っていることを明らかにしている(山崎ら, 2003)。また渡邊らは中学2~3年生を対象に同様の調査をしており、男子の方が女子に比べ体育授業を好きである者が多いことを明らかにしている(渡邊・中嶋, 2006)。どちらの研究においても、女子よりも男子の方が運動や体育を好意的に捉えていることが明らかになっている。

松田は、ミシェル・フーコーの議論を体育に援用し、運動、動作、姿勢、速さといった尺度から身体を「能力」として捉え、その能力を高めるという規準から統制することで、潜在的に危険な力を持つ身体を服従関係に取り込んでしまう、つまり、高い能力を持った理想的な身体モデルというものが、学校文化として作られてきたという指摘をしている(松田, 2001)。高い能力を持った身体が理想的とされてしまうのであれば、もともと「男らしさ」を競うための文化であり、主に筋力によって勝敗が決定するものが多いスポーツを主に扱う体育において、その得手・不得手は女子よりも男子にとってより大きな関心事となることは容易に理解できる。

運動・体育への関心度が男女で異なることから、その捉えられ方は男女で異なることが予想される。しかしその高い能力を持った児童・生徒が、他の児童・生徒や教師からどのような存在として捉えられているのかについては明らかにされていない。そこで本研究では、運動の得意な男女がどのような存在として捉えられているかを明らかにすることを通して、運動能力に潜む社会意識を明らかにすることを目的としている。

2. 分析の枠組みと対象

社会意識を明らかにするうえで、広田は、メディアに描かれる子どもに対し、「社会における子どもイメージ」を描いたものであると言う(広田, 1998)。このことは、子どもに対する社会意識と言い換えることができる。その

中でも、フィクションであるテレビドラマは、現実を忠実に描いているとは言えないものの、そこからは人々の、子どもへのまなざしが読みとれる。そこで本研究ではテレビドラマを分析することとした。

対象とするドラマに関しては、選択規準を設けることで重要な論点を多く引き出せるケースを選別する「目的的サンプリング」というサンプリング(S.B.Merriam, 1998)により、選別した。規準は、学園を舞台としたもの、スポーツや勉強が主要テーマになっていない、ある程度の視聴率を得ているもの、の3つとした。

これらの規準より、本研究では、「3年B組金八先生7」(2004年~2005年, TBS)及び、「女王の教室」(2006年, 日本テレビ)の分析をした。

具体的な分析にあたり、能力を高めるということに関しては、体育に限らず他の教科においても、高い能力を持った者が理想的とされることになる。言い換えれば、体育以外のいわゆる「勉強」においても、その得手・不得手は児童・生徒にとって大きな関心事になるはずである。そこで本研究では、運動の得意な男女がどのように描かれるのかということと、勉強の得意な男女がどのように描かれるのかを比較することを通して、運動能力に潜む社会意識を解釈的に明らかにする。

3. 結果(一部)

「3年B組金八先生7」からは、以下のような結果が得られた。

- ・クラスで最も勉強に励む生徒として描かれるのは男子生徒。いわゆる「ガリ勉」として描かれる。
- ・クラスで最も運動に励み、得意とする生徒として描かれるのも男子生徒。
- ・クラスのリーダーとして描かれる生徒は、運動は得意だが勉強には興味のない男子生徒。
- ・勉強に励み「ガリ勉」として描かれる男子生徒は、正論を言ってもクラスメイトや担任からとりあってもらえない。

尚、当日は、以上のような結果に「女王の教室」から得られた結果を加え、発表する。

小学生の身体と生活時間の関係に表れる性差について その - 生産的生活時間に着目して -

小林浩平・村上智恵・原祐一(東京学芸大学大学院)

キーワード：生産的生活時間 身体 性差

1、目的

現代の子どもの体力を捉える上で、一般的に指標として掲げられてきているのは文部科学省によるスポーツテスト・新体力テストであり、これについては長年にわたり妥当性や安全性について議論が交わされている。1999年度より実施された新体力テストにおいても同様のことがいえ、単純にこの結果から体力と性差の関係についてみていくと、「女性は体力がない」といった、ジェンダーバイアスのかかった言説が生まれる。飯田(1995)は文部科学省のスポーツテスト・新体力テストから前にあげた言説を問い直す試みをしており、「このテストの結果から性差による評価を行うことは、結果的に性別間の差を強調することとなる」としている。このことから、子どもの身体を捉える際に、体力テストの結果のみから性差について検討することには様々な問題点がある。

そこで、子どもの身体を捉えていくには、生活時間との関係や、生活の中から見られる動きの特徴との関係を見る必要があるのではないか。田中(2001)は、小学校の新体力テスト成績は児童の日常的な運動の頻度や時間を反映するとともに、学校での遊びの活動性を反映することを明らかにしている。しかし、この研究において述べられている「運動の頻度や時間」は学校内の活動や生活におけるものであり、学校外での活動や生活を含めて比較されたものではない。

松田(2001)は、スポーツを子どもの文化として考える視点から、「スポーツに対する興味・関心は、子どもの遊びや生活、学校教育全般の問題ともかなりの程度かぶっている。」と指摘していることから、生活全般と身体との関係を明らかにする必要があるのではないか。

これらのことから本研究の目的は、小学生の身体と生活時間の関係から表れる性差を明らかにすることである。そこで、本報告では、特に生活時間の中でも生産的生活時間(勉強、塾、習い事、手伝い、宿題、読書)に焦点をあてることにする。

2、研究方法

1) 対象者

T 小学校全学年の児童406名 期間：2006年10月下旬～11月上旬

2) 調査内容

・生活時間調査：1日24時間を子どもがどのように過ごしたかを調査用紙に記す。15分単位で該当項目に直線を書き入れる様式であり、学校生活のある一日を対象とした。調査用紙は、総務省の行っている「社会生活基本調査」の調査票を基に、項目数の選別や子ども用の項目を加えるなどの検討をして作成したものである。

・動き調べ：83項目の動きを表した絵に、最近一週間の間で行った動きに丸をつける。83項目の絵は、8つの運動群にまとめられている。

・体力テスト：50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ

3、結果と考察

体力テストの結果から、立ち幅跳び、ソフトボール投げにおいて高学年で男子のほうが女子より有意な差があった。また、動き調べの83項目を8つの動作群(姿勢変化・平衡動作、上下動作、水平動作、回避動作、荷重動作、脱荷重動作、補足動作、攻撃動作)に分けて、男女差を見たところ、多くの動作で高学年において、男子の方が女子に比べて上回っていた。しかし、「脱荷重動作」ではおいては、男子に比べて女子が上回っていた。この結果から男女に見られる動きの差を読みとることができる。これらの結果をもとに、生産的生活時間との関係性についての結果は、当日詳しく発表する。

4、参考文献

・飯田貴子・井谷恵子(2004) スポーツ・ジェンダー学への招待。

・飯田貴子(2004) 体力観の形成とジェンダーに関する調査研究. スポーツとジェンダー研究 2. pp31~42.

・松田恵子(2006) 「第3の時間」と子どもの運動遊び・スポーツ--日本とタイの生活時間調査の比較から(小特集 スポーツと開発教育). 開発教育. 53. pp158~168.

小学生の身体と生活時間の関係に表れる性差について その 消費的生活時間に着目してー

村上智恵・小林浩平・原祐一（東京学芸大学）

キーワード：消費的生活時間 身体 性差

1、目的

子どもの身体に焦点を当てると、この20年間、子どもの体力・運動能力の低下（文部科学省平成17年度体力・運動能力調査）や、子どもの骨折が過去10年で1.5倍程度増加（日本体育学校保健センター報告）が、子どもの身体の問題としてあげられる。このような問題は、外遊びや運動遊びの減少、テレビの視聴やテレビゲームなどの非活動的な遊び時間の増加といった、子どもの日常生活における活動量が指摘されている。

松田（2006）は、タイの子どもと日本の子どもを比較する中で、日本の子どもが、外遊びやスポーツ活動をする子としない子に二極化されていることを調査結果から明らかにし、その要因として、「勉強」でも「遊び」でも「お手伝い」でもない「テレビを見る」「休養・くつろぎ」といった消費的時間である「第三の時間」の存在を指摘している。このことから、子どもの身体における問題は、生活全般から捉える必要があり、松田の指摘する「第三の時間」と子どもの身体との関係性は重要な視点となる。一方で、このような生活時間を問題にした際に、男子と女子に生活時間の使い方に性差があることが指摘されている（中山、大竹、伊藤2005）ことから、子どもの身体と生活時間の関係から性差がどのように関連しているのかを明らかにする必要がある。

そこで本研究では、小学生の身体（体力テスト・動き調べ）と、生活時間との関連から表れる性差を明らかにする。特に、本報告においては、生活時間の中でも子どもの消費的生活時間の使い方がどのように影響を及ぼしているのかに焦点を当てて報告する。

2、研究方法

1) 対象者

T小学校全学年の児童406名 期間：2006年10月下旬
11月上旬

2) 調査内容

・生活時間調査：1日24時間を子どもがどのように過ごしたかを調査用紙に記す。15分単位で該当項目に直線を書き入れる様式であり、学校生活のある一日を対象

とした。調査用紙は、総務省の行っている「社会生活基本調査」の調査票を基に、項目数の選別や子ども用の項目を加えるなどの検討をして

作成したものである。

・動き調べ：83項目の動きを表した絵に、最近一週間の間で行った動きに丸をつける。83項目の絵は、8つの運動群に分類されている。

・体力テスト：50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ

3、結果と考察

体力テストの結果から、立ち幅跳び、ソフトボール投げにおいて、中・高学年で男子の方が女子より上回っていた。また、動き調べの83項目を8つの動作郡（姿勢変化・平衡動作、上下運動、水平動作、回避動作、荷重動作、脱荷重動作、補足動作、攻撃動作）に分けて、男女差を見たところ、脱荷重動作と上下運動を除く全ての動作郡で全学年、男子の方が女子に比べて上回っていた。特に、「攻撃動作」は全学年において、顕著に男子が女子に比べて上回っている。逆に、「脱荷重動作」では4,5,6年生においては、男子に比べて女子が上回っていた。この結果から男女に見られる動きの差を読みとることができる。

これらの子どもの身体における調査結果をもとに、消費的生活時間と性差の関係性については当日詳しく報告する。

4、参考文献

- ・松田恵示（2006）「第3の時間」と子どもの運動遊び・スポーツ-日本とタイの生活時間調査の比較から（小特集スポーツと開発教育.53.pp158-167）
- ・「タイ・カンボジア・日本の行動者平均生活時間のジェンダー比較」（中山、大竹、伊藤2005）
- ・文部科学省「平成17年度体力・運動能力調査」
- ・日本体育・学校健康センター発行「学校の管理下の災害 - 基本統計 - 」

学校内における「女体育教師」という存在

～ラベリング論の視点から～

野村 圭(東京学芸大学)

キーワード: 学校体育 女性体育教師 ラベリング論

1. 目的

わが国では、男性体育教師養成から遅れること約四半世紀後の1902年に、女性体育教師養成が始まった。その後、今日に至るまでに、体育教師という職場に存在するジェンダーバイアスについて、様々な視点からの指摘がある。例えば、女性体育教師は身体性を根拠に男性体育教師より劣った存在、「二流の体育教師」としてみなされてきた。また、1989年の文部省学習指導要領の改訂により、教育内容上の男女差がなくなったものの、掛水(2004)の報告からもわかるように、依然として女性体育教師は体育教師というよりも、「ダンス教師」としてのイメージを付与されている。つまり、女性体育教師は男性体育教師とは異なる「女体育教師」として差異化され、体育教師からある種「逸脱した存在」として捉えられていると言える。

このような女性体育教師の逸脱を、社会学における「個人が規範から逸脱する」という伝統的な逸脱論の考え方に当てはめると、逸脱する原因は、女性体育教師に体育教師としての資質能力が足りないと考えられる。他方で、「社会や他者が個人を逸脱させる」というラベリング論の視点から考えると、女性体育教師は他者により「女体育教師」というラベルを貼られ、一人ひとりの能力に関わらずに逸脱させられていると考えられる。

井谷(2005)は「体育教師という職場が組織的にもその仕事の内容からも『男の職場』として機能しており、男性中心のジェンダー・カルチャーを内包している」と指摘し、従来からの体育教師文化に疑問を投げかけている。このように、女性体育教師がレッテル貼りされることの原因を、女性体育教師個人ではなく、現在の体育教師を支えている規範にあると捉えている研究は多くある。しかし、多くの報告が、そのレッテル貼りの中で、女性体育教師が苦境に立たされているということに終始し、女性体育教師がそのようなラベル貼りに対し、どのように反応しているのかということについてはあまり触れていない。

そこで本研究の目的は、ラベリング論の視点から、現代の学校内において、女性体育教師が「女体育教師」とい

うラベルを付与されることに対し、どのように反応しているのかということをはっきりと明らかにすることである。

2. 研究方法

1) 調査方法

インタビュー調査(2007年3月)

2) 対象者

K高等学校の女性保健体育教師A

3) 調査内容

学生時代から現在までのライフヒストリー
体育教師の役割への意識
を中心にインタビュー調査を行った。

3. 結果と考察

女性保健体育教師Aは、教師になってから現在までに、生徒の反応や女性体育教師に求められる役割などから「女体育教師」というラベルを貼られていることを意識する機会があった。そして、そのラベル貼りに対し、ポジティブに受けとめたり、逆にネガティブに受け止めたりするパターンが確認できた。また、「女体育教師」という役割を演じたり、逆に演じなかったりするパターンが確認され、これらの反応から、ラベルに対する反応のタイプ分けをすることができた。反応のタイプについては当日詳しく発表する。

4. 主な参考文献

- ・掛水通子(2004)男女共同参画社会における女子体育教師の役割(1):女子体育大生からみた女子体育教師の役割
- ・井谷恵子(2005)体育教師の男女不均衡を生み出すジェンダー・カルチャー
- ・清永賢二, 岩永雅也編著(1998)「逸脱の社会学」放送大学教育振興会

Queer Theory から見た「スポーツとジェンダー研究」再考

松田恵示 (東京学芸大学)

キーワード: クイアー アイデンティティ 他性

1. はじめに

本報告の目的は、アメリカにおけるセクシャリティ研究では大きな潮流のひとつとなっている〈Queer Theory〉の視点から、これまでのスポーツとジェンダーにかかわる研究の傾向について、批判的な検討を加えることにある。

〈Queer Theory〉とは、統一性のある理論というよりは、固定化をさげようとする志向性をもった、ジェンダー・スタディーズ、セクシャリティ・スタディーズの総称であると考えてよいと思われる。そもそも「変態」を示す言葉である Queer は、セクシャル・マイノリティを包括的に表現する語として使用されるのが一般的である。

例えば伊野は、ゲイ・スタディーズの持つ特徴を次の3点から捉えている。第1に、「ゲイ」という当事者性を強調するあまり、「単一のセクシャルアイデンティティ」という畧にはまってしまっていること。第2に「単一のアイデンティティ」という畧にはまった結果、「同性愛者」というカテゴリーを逆に分節化してしまい、セクシャリティの持つ連続性を裁断してしまっただこと。第3に、結局のところこのような研究志向が、性別とセクシャリティの共犯関係を不問にしていまい、性別を所与のものとして受け止めてしまっていること、である。〈Queer Theory〉は、こうしたゲイ・スタディーズの持つ限界を乗り越えようとして広がるものであるだけに、「正常な、正統的な、支配的なものとぶつかるものならなんでも、定義上クイアーである。クイアーは何か特定のものを指し示すとは限らない。それは本質なきアイデンティティである」というハプリンの指摘は的を得たものであろう。

このような志向を持つ〈Queer Theory〉の視点から、これまでのスポーツとジェンダーに関わる研究について検討を加えることが、本報告のねらいである。

2. アイデンティティをめぐって

「ジェンダー表現の背後にジェンダーアイデンティティが存在するわけではない。そのアイデンティティは『結

果』として語られる、まさしくその表現によってパフォーマンスに構築されるのだ」と語るバトラーは、従来のジェンダー・スタディーズ、セクシャリティ・スタディーズでは、「女性」という実在的なアイデンティティを仮定し、このアイデンティティこそが「主体」を構築すると考えてきたことに警笛を鳴らしている。

〈Queer Theory〉の特性のひとつは、バトラーと立場を同じくする、この「アイデンティティ論」に対する独特の捉え方がある。アイデンティティ・ポリティクスとして、ジェンダーの問題をとらえることは、常に構築されたアイデンティティが集団の表象として使われることを意味している。しかし、このようなアイデンティティのあり方は、かならず、当事者ではない「他性」をもった存在を析出し排除してしまう。ジェンダーという用語は、本来、生物学的な雄性/雌性に対して、社会や文化によって作られた男性性/女性性を説明するために使われた。しかしジェンダーという眼差しのなかにこそ、アイデンティティという媒介物を通して、こうした「男」と「女」という記号を単数化してしまう契機を実は内在させているのではないか。さらに言えば、それは言葉によって編まれた「主体」というものの過信といった事態をもともなえているのではないか。

ジェンダーとスポーツ研究を、こうした〈Queer Theory〉の視点から再考してみた場合、検討されなければならないことのひとつは、「アイデンティティ論に対する無自覚性」である。当日の報告では、さらにこの点に詳しく考察を加えてみたい。

参考文献

- 伊野真一、「Queer Studiesの射程」『クイアスタディーズ97』七つ森書館、1997
- ハルブリケン・デイヴィッド(村山敏勝訳)「聖フォーコ―ゲイの聖人伝に向けて」太田出版、1997
- 砂川秀樹、「日本のゲイ/レズビアン・スタディーズ」『Queer JAPAN vol.1』劉草書房、1999

近代スポーツと性別確認検査、トランスセクシュアル・アスリート スポーツにおいて女であることを証明することの意味とは

井谷聡子 (オハイオ州立大学大学院)

性別確認検査、トランスセクシュアル・アスリート、近代スポーツ、クイアセオリー

まだごく少数ではあるが、世界選手権やオリンピックなどエリートレベルへのトランスセクシュアル・アスリート(TSA)の参加が見られるようになった。2004年、IOCはTSAの身体が「十分に女」または「十分に男」であることを保証するためのいくつかの条件を課した上で、その参加を認める決定を下した。ジェンダーや性差に関する研究の進展に伴って、それに関わる倫理問題が広く議論され、社会の関心や認識度も高まりつつあることを考えれば、IOCのこの決定は、驚くには当たらないだろう。

しかし、このIOCの決定は、その長い女性排除の歴史や、過去に行ってきた性別確認検査を考えると興味深いものである。1900年のパリオリンピックで初めて女性の参加が認められたが、性別による身体差が競技に直接影響しないとされるごく一部の種目を除き、男女混合で競技が行われたことは一度もない。1968年にはIOCが女性選手のみ性別確認検査を課し、その実施直後からその信頼性や人権の問題によって多くの専門家から反対意見が出されたにも関わらず、2000年までその規則が撤廃されることはなかった。その理論的根拠は、オリンピックがもたらす名誉と利益を目当てに男性選手が女性に扮して競技に参加することを防止し、競技の公平さを保証するというものであった。

ドーピング検査にも見られるこのIOCの公平さと男女分離へのこだわりを見れば、条件付きとはいえTSAのオリンピック参加を認めたのは勇氣ある決定であったと言えるだろう。義務的な性別確認検査の撤廃や、TSAに関する新たな方針などの近年の動きは、スポーツにおけるジェンダー平等達成に向けた大きな進展であるように見える。オリンピックにおける男女の参加数の差は年々縮小し、男女の競技を分離することにより、女性の参加が守られている。そしてTSAは、性転換後の性別での出場が認められるようになった。しかし、これらの近年の変化は、本当にスポーツにおけるジェンダー問題解決の進展と言えるのだろうか。

TSAの参加に関に関しては、医学的な議論は多くなされてきており、性転換手術、ホルモンセラピーの効果などは広く研究され、規則に反映されている。しかし、実際のTSAのスポーツ参加の実態はほとんど知られておらず、

彼らの参加に関するスポーツ組織の対応や議論、そこでの公平性の保障に関する研究蓄積は僅少である。よってTSAのエリートレベルでの競技参加と性別確認検査を巡る言説を分析し、そこにある身体、性差に対する認識、推定を考察することにより、近代スポーツの性差別的性質を読み解く研究の必要が浮かび上がる。本研究では、このテーマに迫る第一歩として、メジャーなスポーツ組織が公表しているTSAに関する政策文書やガイドラインなどの文書の内容分析を行い、そこに含まれる身体、性差に関する認識、議論を考察する。また同時に性別確認検査の歴史を短く振り返りながら、その性差別的性質を指摘し、また実際には完全に廃止されていないその検査が、新たに導入されたTSAに関する政策の理論的根拠と如何に矛盾しているかを検討する。

スポーツ参加への目的と理念の差から、本研究で内容分析を行った5つの文書には営利目的の組織によるものは含まれていない。具体的にはInternational Olympic CommitteeのStatement of the Stockholm Consensus on Sex Reassignment in Sports、Explanatory Note to Recommendation on Sex Reassignment and sports、International Association of Athletics FederationのIAAF Policy on Gender Verification、Australian Government、Australian Sports CommissionのTransgender in Sport、UK Sport、The Department for Culture, Media and SportのTranssexual People and Sport: Guidance for Sporting Bodies、そしてWomen's Sport FoundationのParticipation of Transsexual Athletes in Women's Sportsである。

この分析から明らかになったのは、女性が男性よりもアスリートとして劣っているという認識に基づいたfemale to maleとmale to female TSAの取り扱いの大きな相違、一見りべらるなその政策文書が男女の身体への偏見を助長し、さらなるマイノリティを生み出すものであること、さらに、間接的とはいえ、未だに実施され続けている性別確認検査とTSAに関する政策が、男の特権を守る装置として生み出された近代スポーツにとって如何に男女分離が重要であるかを暗黙のうちに提示する機能を果たしているということである。

テーマ設定の趣旨とワークショップの展開

コーディネーター 田原淳子(国士舘大学)

キーワード:「ジェンダー・フリー」、体育・スポーツ、ジェンダー・バイアス、ジェンダー・センシティブ

1. テーマ設定の趣旨

近年、「ジェンダー・フリー」をめぐるバックラッシュが起こり、各方面への影響が懸念されている。スポーツにおけるジェンダー・フリーの推進に資することを目的の一つに掲げてきた本学会では、まず5年間の学会活動を総括するワーキンググループにおいてこの問題が検討された。そして「ジェンダー・フリー」という用語の使用については、拙速に結論を出すことなく、慎重な議論を重ねて検討するとの見解が示された(本大会基調講演の抄録参照)。さしあたり、ホームページ上ではこの用語の意味と文言の使用について、学会としてのスタンスを検討中である旨を記載し、学会内に研究プロジェクトやワーキンググループを充足して、この用語の意味内容や定義、用語をめぐる論争などについて学術的に検討する方針が示された。これらの方針は理事会で承認され、2007年3月に開催された春季研究交流会において、用語に関する具体的な検討が始められた。

春季研究交流会では、木村涼子編『ジェンダー・フリー・トラブル』(白澤社、2005)、イダヒロユキ「『ジェンダー概念の整理』の進展と課題」ほか、この用語の概念およびバックラッシュにかかわる多数の文献・資料を持ち寄り、議論が行われた。その中で、「ジェンダー・フリー」という用語はバーバラ・ヒューストンが最初に使用した文脈とは異なって日本で使われるようになったこと、また、バッシングの対象となっている行動は、「ジェンダー・フリー」本来の意味するところとは異なる曲解によるものであることが確認された。

こうした「ジェンダー・フリー」用語に関する一連の取り組みを背景に、このワークショップではよりオープンな形で、体育・スポーツの立場からこの問題を検討しようとするものである。まず、「ジェンダー・フリー」についての一般的な概念を整理した上で、体育・スポーツの分野では、どのようなジェンダーにかかわる問題が生じているのか、諸問題の解決には何から「フリー」になることが求められるのか、現場の問題に即して考えるとき、「ジェンダー・フリー」という用語はどのように理解されるのか、などを、本学会における用語使用の是非も含めて、検討することを目的としてこのワークショップを設定した。

2. 「ジェンダー・フリー」という概念について

「ジェンダー・フリー」という用語が日本で導入されるきっかけになったのは、東京女性財団が1995年に発行した報告書およびハンドブックであるといわれている。そこでの「ジェンダー・フリー」の意味は「ジェンダー・バイアスからの自由」であり、「性別にこだわらず、性別にとらわれずに行動すること」であると定義された。しかし、前述のように、この用語の意味は日本において必ずしも正確に伝えられなかったという指摘がある。この用語を最初に用いたヒューストンは、むしろジェンダー・バイアスが生起している状況に応じて直接的な介入を行う視点(ジェンダー・センシティブな視点)をもつことの重要性を主張している。一見わかりやすいように思える「ジェンダー・フリー」という用語を用いることで、ジェンダーの問題を単純化し、真相を見えにくくしているという指摘もある。

また、「ジェンダー」という概念が、変化し、発展していることにより、使用する人によってその意味や主張する内容が一樣ではないという現状がある。したがって、「ジェンダー」の意味によっては「ジェンダー・フリー」という用語が意味をなさない場合もある。

3. 体育・スポーツにおける事例紹介

体育・スポーツにおける「ジェンダー・フリー」とは何かを検討するために、中込常昭さんに柔道の事例を、玉村美代子さんにテニスの事例を紹介していただく。これらの事例を通して、体育・スポーツ界に潜むジェンダー・バイアスと「ジェンダー・フリー」の実践について考えてみたい。

4. ワークショップの展開

本学会の過去5回の大会で取り上げられたテーマの中から、参加者がテーマを選び、グループ分けをする。各グループは、選択したテーマについて現実に起きているジェンダーにかかわる諸問題を挙げ、問題解決のポイントを整理し、具体的な解決方法について話し合う。また、体育・スポーツにおいて「ジェンダー・フリー」という用語を使用することの妥当性についての検討も行う。最後に、各グループの発表を行い、全体討論を行う予定である。

男女別カテゴリーの是非を中心に（テニスを事例に）

玉村美代子（JSSGS 会員）

キーワード：テニス、ミックスダブルス、日本女子テニス連盟、意識、異性愛主義

1. はじめに

今日「ジェンダー」ということばが聞きなれないことばではなくなった。ではジェンダー問題をどのようにスポーツの現場で解決していくのかということ、その方向性は具体的には見えていないように思う。どのような実践が可能なのか、今一つ明確にしていくことが必要なのではないか。

それを考える材料のひとつとして、自身のさまざまなスポーツ経験を通して気づいたことの中から、特にテニスのミックスダブルスを提起したい。

2. テニスにおける女性の位置づけ

女性のテニスの歴史を見ると、世界の4大会に女性の部ができたのは、常に男性のみの開催から数年後であった。日本の場合も大会の開催は遅れたが、軟式テニス が先に広まったことにより、女性のテニス人口が増え、現在では、硬式テニスでは男性とほぼ同数の女性がテニスを楽しんでいる。

プロの賞金も世界4大会で男女同額が達成され、メディアの取り上げられ方では、日本人選手の活躍ということで、女子ダブルスがテレビで放映されている。

組織としては、国内には「日本テニス協会」と別に「日本女子テニス連盟」がある。俗に「女子連」とよばれ、主婦が中心の団体であるが、活発な活動をしていて、ダブルスや団体戦の試合が平日を中心に多く企画されている。

また、各地域では、平日に、年間通してのリーグ戦が開催されたり、テニスコートをもつクラブの主催するテニススクール、試合などがあり、フルタイムの仕事を持っていない女性にとっては、テニスに親しむことのできる機会や環境が整っている。とはいえ、県のテニス協会にも女性の役員は少ないなどといったジェンダー・バイアスが見られる。

また、男子のテニス、女子のテニスという言葉には、速く強く打って攻撃的な「男らしい」テニス、ロブをあげてつなぐのは「女らしい」テニスといったイメージが根強く残されている。

3. ミックスダブルスの特性

意識の問題として、ジェンダーが顕著に表れるのはミックスダブルスである。「男らしさ」から男性にかかるプレッシャーも相当である。女性の甘えも見られるであろう。しかし、それでは勝負に勝てない。お互いに自己のことに集中して、持っている力を最大限に効率よくペアとの関係の中で活用する方法をみつけださなければならない。「男性に任せて」とか、「女性をカバーして」という余裕はなくなってくる。お互いにペアを一選手として認識するようになる。

生涯スポーツとしてのテニスにおいて、競技性が高まると、「男らしさ」とか「女らしさ」といったジェンダー意識が薄れていくのではないだろうか。男性は「攻めてポイントをとる人」、女性は「男性にポイントがとりやすくなるようにお膳立てする人」といった役割分担にとらわれているわけにも行かない。一選手としてペアを理解しようと努力することにより、性別に対する偏見が結果的になくなっていくと思われる。究極的には男性と女性の組み合わせでなくても、どんなペアでもよいというダブルスの試合も可能になるのではないだろうか。

シングルの試合でもかつて男性対女性のプロの試合が行われたことがあった。トップアスリートになるほど性別よりも個人の能力としての見方ができていると推測される。

ペアが男女でなければならない理由の根底には、勝負よりも社交性を重視した異性愛主義があり、ミックスダブルスの存在理由になっていることは、誰でも参加できるスポーツを考える上で一つの問題である。

4. 性別二分法を越えて

ダブルスを女子ダブルスも男子ダブルスもミックスダブルスも参加が可能という一つの大会を行うことが案外できる。男女のカテゴリーにとらわれず、性的マイノリティーの人も気楽に参加できるだろう。

ミックスダブルスという形式は、障害者も含めて、多様な人々が一緒に参加できる方法を模索する入り口の一つとして、注目に値すると思う。

柔道におけるジェンダー事情

中込常昭（放送大学大学院）

キーワード：柔道 嘉納治五郎 昇段資格 競技人口

はじめに

競技スポーツにおけるジェンダー・フリーについて考えるための材料を、柔道界の現状を紹介することにより提供する。

柔道は1882年、嘉納治五郎が当時の柔術諸派の粋を集め創始した。嘉納は典型的な性別役割分業観を持っていたが、その一方で柔道においては女子も男子と同様に修行すべきとしていた。ただし試合については、負けまいとして無理をするという理由で当面禁止していた。欧米各国では早くから女子の試合が開催されていたので、後に日本国内で女子の大会が始まったが、試合経験の乏しさなどにより国際大会において日本が遅れをとった。

昇段資格の男女差

現行の昇段規定は全般に、試合等で同じ実績を挙げたとしても、女子は男子より高段になるほど昇段が遅くなるように定められている。

具体的には必要とされる経過年数が男性より長かったり、初段から複数の形を課されたりしている。称号も、男子が単に「段」であるのに対して、女子は「女子段」と呼称される。

昇段資格の問題については、指導者の間からも疑問が投げかけられている。

国内の柔道大会の現状

各年代の柔道大会（全国・地域）を実際に観戦し、あるいは選手・役員として参加した体験をもとに現状を報告する。

全般に、小学生は基本的に男女カテゴリーを分けないが、中学生以上ではこれを分ける。世界につながる全国規模の体重別個人戦ではほぼ男女で同様の比重が置かれるが、団体戦や無差別となると女子の試合は周縁化されてくる。この傾向は地域の大会でより顕著である。

年代別にみると、まず小学生の全国大会では、特に男女でパフォーマンスの差は感じない。女子が男子に対して気後れするようなこともない。

高校生以上の全国レベルの団体戦では、男子が無差別

であるのに対して、女子が体重別にオーダーの設定を要求されることがある。「柔能制剛」の表象である小さい者が大きい者を投げるといった期待は、女子選手にはかけられていないかのようである。

生涯柔道の全国規模の大会としては、1949年から存続する全国高段者大会がある。五段以上の男性に限られ、昇段のために点数になるので、毎年千数百名の参加をみる。これに対し、2004年より始まったマスターズ大会は、段位や性別に関係なく、30歳以上の全ての柔道家に体重別年齢別の試合に参加することを保障している。形の部門では、男女カテゴリーを取り扱っている。

競技人口の男女比

この数年は日本国内で20数万人を数える程度で推移している。女性は小学校卒業後急速に減少し、全体では男性の1割に満たない。

ちなみに最も競技人口の多いフランスは総数50数万人。女性の加齢に伴う離脱は日本ほど多くなく、全体でも男性の2～3割に上る。

私の考えるジェンダー・フリー

競技スポーツにおけるどのようなあり方がジェンダー・フリーであるかということを考える場合、1.常に当事者である競技者たちの声に耳を傾けること、2.競技種目ごとに個別に考えること、の2点を重視したいと思う。その上で等しい実績には等しい評価を与え、個々の選手が持てる力を遺憾なく発揮し、自分らしくパフォーマンスできるよう配慮することが肝要と考える。柔道では全般に女子選手に試合機会が少なく、昇段等実績に対する評価も十分でない。

柔道において例えば私が考える大会形式として、（体重別）混合団体試合を提案したい。特に、女子の参加が少ない地域レベルの大会で取り入れてみてはどうかと考えている。五人制なら女子でも五分の一の責任とやりがいチームの一員として参画することができると思う。

テーマ設定の趣旨とワークショップの展開

コーディネーター 藤山新（東洋大学現代社会総合研究所）

キーワード：スポーツとジェンダー、ライフコース、日常（生活）世界

ワークショップの概要と目的

このワークショップは、ジェンダーについて学びはじめた人や、これから学ぼうと考えている人々を対象に、特に日常生活のなかで「ジェンダーに関わる問題」がどのようにあらわれてくるのか、何が「ジェンダーに関わる問題」であるのかということについて、理解を深めることを目的とします。

そのために、ここでは特にワークショップの「ワーク」という言葉に忠実に、参加者全員でライフコースに沿った「すごろく」を作り、相互にそれを検討しあうことで理解を深めるという方法をとります。

何ゆえに「すごろく」なのか？

唐突に、玩具の一種である「すごろく」が登場したことに、とまどう参加者の方もおられるかも知れませんが、すごろくという形態は人間のライフコースを表現しやすく、加えてその流れを視覚的に理解しやすい物なので、それだけ日常にあらわれるジェンダーに関する問題をより身近に感じ、理解しやすくすることができるツールであると考えられます。また、もともとが広く知られた玩具なので取り組みやすく、作成にあたって特別な技術を必要としません。したがって、参加するための障壁が比較的低いと考えられます。

さらに、すごろくは基本的に複数で用いる物なので、作成の過程だけでなく、その後の検討、討議の段階においても、複数による意見の交換がしやすい仕掛けであると考えられます。つまり、すごろくはジェンダー問題に気づくための「きっかけ」として、使いようによっては有効に作用すると考えられるのです。

進行方法

コーディネーターより、ワークショップの趣旨説明

話題提供者より、どのようなきっかけでジェンダーに興味を持ったのか、今現在どういった研究をしているのかについて説明

グループ分け

すごろく作成の説明

すごろくの作成

各グループのすごろく紹介、問題提起

相互に検討し、意見交換を行なう

全体に共通して見られる傾向をまとめて終了

実際に、どのようなすごろくを作るのか

日本スポーツとジェンダー学会の大会ですから、まずはスポーツ選手を志す人のライフコースをすごろくにすることを基本に考えています。問題の気づきやすさという点では、女性のライフコースの方が作りやすいかも知れませんが、男性のライフコースと比較することで、性別による問題の表れ方の相違を認識することも可能でしょうし、さらなる深い問題を見出す可能性もありますので、男女それぞれのパターンができるよう、それぞれのグループに割り振りしたいと思います。

すごろくを作るなかで、皆さんが体験してきた事柄が、実はジェンダーに関わる問題だったということも、きっと発見できるでしょう。ですから作成にあたっては、ぜひとも自分の経験や意見をたくさんしゃべってください。ひとりひとりの体験が、新たな発見を生む可能性を広げることになるでしょう。

ただし、ここで注意して頂きたいのは、決してゲームとして面白いものが求められている訳ではない（もちろん、面白いにこしたことはないけれど）という点です。

むしろ重要なのは、すごろくを作成した後で、相互に似通った点や異なった点について、議論して行くことです。議論することで、自分だけでは思い付かなかった視点が拓けてくる、他者と知識を共有することができる。それが、このワークショップ最大の狙いです。その狙いが達成されれば、ジェンダーを学ぶことが「楽しく」なるはずです。

「楽しく」ジェンダーを学ぶことは、この世に山と存在する「ジェンダー問題」を解決するために、きっと大きな一歩になると思います。そうした一歩を皆さんが踏み出すためのお手伝いができるよう、実のあるワークショップを運営して行く所存ですので、よろしくお願い致します。

ジェンダーを学ぶきっかけと研究関心

- 女性スポーツ選手の視点から -

山中麻耶（東洋英和女学院大学職員）

キーワード：女性スポーツ選手、性役割ステレオタイプ

はじめに - ジェンダーについて学ぶきっかけ -

大学ではいわゆる体育会系の水泳部に入っていました。水泳部ということもありお化粧はほとんどしないで大学に行っていました。週5日の練習に加えて筋力トレーニングも行っていたこともあり、競技スポーツを行っていない女子大生が着ているような細身の洋服のサイズが合わないため着ることができませんでした。他の女子大生のようにお洒落をしたいという気持ちもありましたが、競技スポーツをやっている自分にはそういった女らしい面はあきらめなければならぬし、あきらめるべきと思っていました。そしてある程度見た目の部分では男っぽくしていたほうが良いと思い込んでいたようにも思います。しかし、競技スポーツの世界特有の雰囲気とも思いますが、男性を立てたり、男性に主導権を握っていてほしいというような伝統主義的な女性役割を当たり前のように身につけていました。また、そういった考え方を持っていた方がこの世界ではやりやすいという気持ちもあったと思います。

大学3年生のスポーツ心理学授業の中で、女性スポーツ選手のジェンダーの話がありました。この授業を受けるまではジェンダーという言葉があることすら知りませんでした。内容は、女性スポーツ選手は個人としては女らしくりたいが、競技者としては、女らしさはあまり必要ではないと考え、女性としての自分と競技者としての自分との間に性役割葛藤がある（平井・杉原、1992）というものでした。このことを自分にあてはめた時に、共感できるものがあり、今まで自分が当たり前だと思って順応してきたことが研究されていることに驚きました。この授業をきっかけに、ジェンダーの視点をもって自分自身のことや周りのことを見ると、これまであたりまえでそうすべきだと思い込んでいたことが、実は社会によって作られてきたことでもあるのだなと思うようになりました。

研究関心

現在は、女性スポーツ選手の性役割に特に焦点をあて研究をしています。男らしさを競う場として発展してきたといえるスポーツに女性が参加することは、その女性の性役割に対して、どのような影響を与えているかを明らかにすることが、自分自身の経験から大きな関心事であるからです。

女性スポーツ選手の性役割に関する先行研究をみると、その結果は決して一致したものであるとはいえません。女性スポーツ選手の約70%が男らしいパーソナリティを持っているということを示した研究（Helmreich and Spence, 1976）などがある一方で、ある体育大学の女子学生は一般の女子大学生よりも女らしい性役割をもつ人が多いということを示す研究（阿江、2004）もあります。つまり、女性スポーツ選手は、スポーツを行っていない女性よりも男らしいということを示すものもあれば、むしろ女らしいということを示すものもあるということです。こうした相反した結果が示されていることに対して、私はスポーツを行っているかどうかということに加え、どのくらいの期間にわたってスポーツを実施してきたかを考慮する必要があるのではないかと考え、女子大学生を対象に調査をしました。その結果から、スポーツ経験年数が長い女性スポーツ選手ほど女らしさは減じていない状態で男性パーソナリティを身につけた人が多いが、男性との関係においては従属的な立場を選び、男女間の差異を認知する人が多いということを示しました。（スポーツとジェンダー研究 Vol.5 参照）

今後も引き続き、女性スポーツ選手の性役割にはどのような要因が大きく関係して形作られているのかを明らかにしていきたいと思っています。さらに、ジェンダーに囚われずに競技スポーツを行うということはどういうことなのかという事を考えていきたいです。

ジェンダーを学ぶきっかけと研究関心

- 「あたりまえ」を疑うおもしろさと難しさ -

宮坂雄悟（東京学芸大学大学院）

キーワード：遊び、役割距離

はじめに - ジェンダーについて学ぶきっかけ -

ジェンダーという視点は、今まで自分が「あたりまえ」だと思っていたこと、思うというよりも無意識に受け入れて生活してきた常識を疑うきっかけを与えてくれました。学校教育の中で特に受け取っていた「男なんだからしっかりしなさい」というようなメッセージに対して、幼い頃から感じていた違和感は決して間違っていないのだと確認することができ、どこか安心しました。

今まで「男性/女性」というものは、自分自身を説明する上ですぐ浮かぶものであり、その意味で自分とは切り離せないようにも思っていました。しかし、ジェンダーという視点をもつようになり、「男性」である私が生活をしているのではなく、私が「男性」として生活している、言い換えれば「男性」の役割を演じて生活している、とも思えるようになりました。今まで絶対的なものとして自分に張り付いていた「男性」というものが、決してそうではなく生活をするための手段であり、自分を表現する上での可能性に過ぎないと捉えなおすことができるという点が、それまでの自分のまた社会全体に広がる意識の「あたりまえ」を問い直せることができ、大きな魅力であると思います。

また、自分がずっと取り組んできたスポーツが、ジェンダーを再生産する装置としての機能を果たしているということも、たいへん納得できるものでした。「男らしくしなさい」といったメッセージに反発する気持ちを抱きながらも、どちらかという運動が得意だと思っていた自分が、スポーツ活動を通してある種の「男らしい」面をアピールし続けることができ、周囲から期待されるものと自分の意識にあったズレに対して、バランスを取るような機能をスポーツが果たしてくれていたのだと思います。しかし結果として、そうした振る舞いは反発しているというよりも、むしろ「男らしさ」、「女らしさ」の存在を認めそうした価値観を受け入れ、また再生産しているともいえるというのは大変難しい問題であると思います。ジェンダーについて関心を持つようになり、「男らしさ」や「女らしさ」を強調することが決して「あたり

まえ」ではないことを意識のレベルで理解しているつもりの現在においても、そうした再生産の構図からは、逃れられてはいないように思います。その点で、「あたりまえ」のものとされがちな<男らしさ>や<女らしさ>は社会的に構成されたものに過ぎないのだということを意識のレベルで理解することと、それを日常生活における行為のレベルで表現するということは、連続したものとならないことも多く、自分自身にとっても社会にとっても大きな課題であると思っています。

研究関心

今後は、人間にとって<遊び>の領域にある活動や振る舞いといった視点から、ジェンダーについて研究を進めていけたらと考えています。スポーツは、ホイジンガやカイヨワがいうように<遊び>の領域にある活動であり、その意味で日常生活における意味の文脈から、切り離される活動であることに大きな特徴があると思われる。上にも述べたようにスポーツ自体は、社会においてジェンダーを再生産する働きをもつ構造となっていることは疑いようがありませんが、スポーツという体験それ自体に取り組んでいるまさに最中は、プレイヤーにとって「男らしさ」とも「女らしさ」とも切り離された、いわば自由な身体として存在することができるように思われるからです。

また、「男性/女性」の役割を演じて生活しているに過ぎないという見方ができるならば、日常生活における振る舞いについて、ゴフマンの「役割距離」が大きな示唆を与えてくれると考えています。「役割距離」は、決して社会に順応して生活していくための振る舞いではなく、複雑な構成にある私たちの日常生活において、自分はもちろん同じ状況にある仲間をも解放するために、<遊び>の精神を日常生活においても取り入れたテクニックであるといえるのではないかと考えるからです。（宮坂 第16回日本スポーツ社会学会一般発表「遊び行為における役割の重複性に関する研究」）

ワークショップテーマA

玉村美代子(たまむら・みよこ) 田園調布学園高等部非常勤教諭

<略歴> 1978年お茶の水女子大学文教育学部卒 調布学園([現]田園調布学園)中等部高等部教諭 1983年滋賀県立聾話学校高等部臨時講師 2004年滋賀県立清陵高等学校通信部非常勤講師 2007年滋賀大学大学院教育学研究科修士課程修了 JSSGS 会員

<主なテニスの実績> 1986年美津濃杯滋賀県大会(シングルス)優勝 1996年全国スポーツレクリエーション大会(ミックスダブルス40歳の部)団体戦県別ブロック別2位 1991年スポーツレクリエーション大会滋賀県大会優勝(ミックスダブルス30歳)

<修士論文> 「スポーツ・ジェンダー研究の視点からみたテニスのミックスダブルス」

中込常昭(なかごみ・つねあき) 放送大学大学院総合文化プログラム文化情報科学群修士全科生

1981年京都大学法学部卒業 1991年山梨医科大学卒業 1999年まで帝京大学医学部助手・病棟医長 以後は富国生命保険相互会社 参事・診査医長

<スポーツ関係> 中野区柔道会理事、全日本柔道連盟公認B級審判員、帝京大学医学部柔道部コーチ、高千穂大学柔道部帯同審判員、日本体育協会公認スポーツドクター

<ジェンダー関係> 男も女も育児時間を！連絡会会員、日本スポーツとジェンダー学会学生会員

<著作> 「柔道の昇段資格における男女差」スポーツとジェンダー研究第4巻(2006年)

『ジョアンナに乾杯』1~2巻 生活思想社(2005~2006)

ワークショップテーマB

山中麻耶(やまなか・まや) 東洋英和大学職員

<略歴> 2004年東京学芸大学教育学研究課修士課程保健体育専攻修了

<専門領域> スポーツ心理学

<論文> 「女性スポーツ選手にみる性役割ステレオタイプ」スポーツとジェンダー研究第5巻(2007年)

宮坂雄悟(みやさか・ゆうご) 東京学芸大学大学院連合博士課程

<略歴> 2006年東京学芸大学教育学研究課修士課程保健体育専攻修了

<専門領域> 体育科教育学、スポーツ社会学

<修士論文> プレイとしての運動の学びにおける教師の指導性に関する研究(2006年)

日本スポーツとジェンダー学会 入会のご案内

日本スポーツとジェンダー学会（JSSGS）では、随時、会員の入会を受け付けております。入会のお申し込みは、事務局まで直接お問い合わせいただくか、本学会のホームページよりオンライン登録で行なっていただくことができます。

（入会お申し込み / お問い合わせ先）

日本スポーツとジェンダー学会事務局

〒599-8531 大阪府堺市中区学園町 1-1

大阪府立大学総合教育研究機構 熊安貴美江研究室内

Tel/Fax : 072-254-9774 E mail : info@jssgs.org

（JSSGS 会員オンライン登録の方法とご注意）

日本スポーツとジェンダー学会では、会員登録のオンラインによる受付を行なっています。学会のホームページ（<http://www.jssgs.org>）にアクセスし、会員登録ページから入力フォームに必要事項をご入力いただき、入力事項に間違いがないかご確認の上、「送信」ボタンをクリックしてください。事務局から申し込み受付確認のメールを返信致します。

なお、オンライン登録をご利用いただく場合は、下記の事項にご注意ください。

フォーム送信後、1週間以上経過しても事務局から返信メールが到着しない場合は、送信トラブルなどが発生した可能性がありますので、手数ですが info@jssgs.org までご連絡ください。

オンラインでの登録は、仮登録となります。JSSGS 規約に定められた会費を納入していただくことにより、登録が正式に完了致します。なお、会費納入方法などにつきましては、事務局からの申し込み受付確認メールでお知らせ致します。

現在の会員種別と年会費は下記のようになっています

- （1） 正会員 年額 5,000 円
- （2） 学生会員 年額 2,500 円
- （3） 団体会員 10名につき年額 10,000 円
- （4） 賛助会員 年額 10,000 円

（ホームページのご案内）

日本スポーツとジェンダー学会では、スポーツとジェンダ - に関わる情報交換の場としてホームページを開設しています。研究集会への案内や報告をはじめ、図書情報、関連サイトへのリンク集などがご覧いただけます。今後も内容をさらに充実させて行く予定です。皆様のアクセスをお待ち致しております。

JSSGS ホームページ URL <http://www.jssgs.org>

上記ホームページでは、メールマガジン登録も受け付けています。メールマガジンのページからあなたのアドレスを登録していただければ、研究会やセミナーのご案内、ホームページに掲載された新しい情報についてお知らせするメールが届きます。現在、月1回程度の配信を行なっております。メールマガジンの配信登録は、会員でない方も行なっていただけますので、ぜひご利用ください。

「スポーツとジェンダー研究」投稿論文募集のご案内

日本スポーツとジェンダー学会（JSSGS）の機関誌「スポーツとジェンダー研究」は、毎年3月に刊行される予定です。

機関誌には、その年度に開催されたJSSGS主催研究会・研究交流会報告の他、スポーツとジェンダー研究に関する原著論文、研究ノート、海外文献紹介、書評などが掲載されます。

編集委員会では、機関誌に掲載する原著論文、研究ノートへの投稿を、随時募集致しております。

2007年10月31日までに応募された論文等は、2008年3月に刊行される第6号掲載予定分として審査が行なわれます。皆様の研究成果の投稿をお待ち致しております。

なお、投稿される方は、編集規定および投稿規定を厳守の上、原稿を作成してください。編集規定および投稿規定につきましては、学会事務局までお問い合わせいただくか、当学会ホームページでご確認ください。

**日本スポーツとジェンダー学会
第6回大会 プログラム・発表抄録集**

2007年6月30日発行（非売品）

編集発行：日本スポーツとジェンダー学会
第6回大会実行委員会

事務局：〒184-0015 東京都小金井市貫井北町 4-1-1
東京学芸大学教育学部 松田研究室内

Tel/Fax：042-329-7643

E-mail：info@jssgs.org

URL：http://www.jssgs.org

印刷：吉田印刷

発行者の許可なく転載することを禁ず